

第八十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十五号

昭和五十三年四月五日(水曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君
理事 中島源太郎君 理事 武藤 嘉文君
理事 山崎 拓君 理事 山下 徳夫君
理事 岡田 哲児君 理事 渡辺 三郎君
理事 松本 忠助君 理事 宮田 早苗君
理事 鹿野 道彦君 理事 島村 宜伸君
理事 田中 正巳君 理事 中西 啓介君
理事 檜橋 進君 理事 橋口 隆君
理事 渡辺 秀央君 理事 板川 正吾君
理事 加藤 清二君 理事 後藤 茂君
理事 上坂 昇君 理事 渋谷 利久君
理事 清水 勇君 理事 武部 文君
理事 中村 重光君 理事 長田 武士君
理事 玉城 栄一君 理事 工藤 晃君
理事 安田 純治君 理事 大成 正雄君

出席政府委員

通商産業大臣 河本 敏夫君
内閣法制局第四部長 別府 正夫君
通商産業政務次官 野中 英二君
通商産業大臣官房審議官 島田 春樹君
特許庁長官 熊谷 善二君
特許庁特許技監 城下 武文君
特許庁総務部長 勝谷 保君
特許庁審査第一部長 小林 慶基君
中小企業庁長官 岸田 文武君

委員外の出席者

特許庁審判部長 松家 健一君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員の異動
四月五日

辞任 清水 勇君 補欠選任 美濃 政市君
同日 美濃 政市君 補欠選任 清水 勇君
四月四日
特定機械情報産業振興臨時措置法案(内閣提出第七一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案(内閣提出第六四号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上坂昇君。

○上坂委員 PCT加盟による国際出願の問題について、質問いたします。
まず初めに、きのう法案の提案説明がありまして、PCTに加盟することの意義とそれに伴う国内手続法の制定の必要性については理解するところでありました。ただ、本法律案を特許法等の改正によらなかつた理由について、初めに伺っておきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 今回のPCT加盟に伴いまして新しく国際出願に関する制度が創設されることになりました。これは条約に基づきまず新しい制度で

ございます。したがひまして、本法は、国際特許条約に伴います国際出願に関する法律と本則にこれを書きおけるわけでございます。新しく国際段階におきます諸手続が加わつたわけでございます。附則におきまして、この国際条約に基づきまして海外からの日本を指定国とする出願につきまして、従来の特許法、現行法の国内特許法との関連づけをいたす必要がございますので、これは附則において、特許法等の一部を改正をいたして第百次第でございます。

○上坂委員 このPCTへの加盟によつて日本が今後負つていくところの国際的な義務あるいは責任についてどのようになつておられますか。
○熊谷政府委員 まず第一は、日本は世界の特許大國中、いわゆる出願の件数で申し上げますと、特許の数字でございますが、国内出願と外国出願を合せて申し上げます。日本人によるものが年間約十六万件でございます。これは世界第一の出願国でございます。アメリカもほぼこれに近うございます。ややこれより少ない。EC全部でこれを見ましても、年間約二十万件。日本はこの自由諸國の中でのいわゆる三極の一をなしておるわけでございます。そして、そもそも工業所有権というのが国際的な性格を持つており、国際的な協調のもとで過去百年の歴史を持つておるわけでございますが、この中で日本の担うべき責任といふものは大変大きな意義があると考へておるわけでございます。このPCT条約は、日本の加盟なくして効果は半減するといふことをいさば言われておるわけでございます。そして、そういう意味で、今回の加盟は国際的見地からいへば必要であり、国際事務局からいへば強い要請が参つておる次第でございます。

この条約に基づきますいろいろな諸手続、たとえば日本特許庁が受理をいたします国際出願につきましても、国際事務局あるいは指定国、つまり相手國に参りましての処理が円滑にまいるというような手続の円滑化、正確化を期す国際的な責任の一端を担うことになるわけでございます。

○上坂委員 わが國の工業所有権全般にわたる出願件数ですが、いまお話がございましたように、欧米各國に比して非常に多いわけでありまして、したがつて、その審査体制、消化能力については、従来しばしば問題視されてきたところでありま。最近、特許庁内の処理体制の整備促進と審査官等の努力によりまして、未処理件数の処理もかなり進んでおると考へます。しかしながら、五十三年度の二月末で特許、実用新案の未処理件数は四十六万件を数えているというふうになつております。したがつて、この処理に要する期間ですね、二年数カ月あるいは短くても二年二、三カ月はかかるだろう、こう言われておるわけでありま。ところが、このPCTに加盟をしまして、かつ国際調査機関及び国際予備審査機関になることによつて、当然業務量の増大を来すと考へられるわけでありま。

そこで、予想される国際出願件数、これは日本からであります。これと、それから外国から日本に対する出願件数をどの程度に予想されておるか、お答えをいただきたいのです。

○熊谷政府委員 日本からのPCTの出願は、五十三年度——これは私も五十三年度、今年の十月を目途に業務を開始したいと考へております。そういう意味では半年度分になるわけでございます。五十三年度中の処理件数といふのは約千五百件を想定いたしております。その後逐次出願が増加をいたしまして、六十一年には約一百万件程度になるのではないかと考へております。

日本といひましては、本条約に入ることによりましてその第一の協調の実を上げるとともに、

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和五十三年四月五日

なお、日本への出願につきましては、五十三年度中の処理はないものと考えております。六十一年にはこれが約一万七千件程度になるのではないかと想定をいたしております。

○上坂委員 六十一年になると一万件、指定国として出願されるものとして六十一年では一万七千件でありまして、非常に多くなつて、毎年かなりのふえ方をしておると思ひますが、この場合、国内出願の未処理件数がさらに増大をして、処理期間についても延長されるようなことになる、この加算することゝが日本国民の権利を逆に損害することにもなりかねないと思ひます。そうなりますと、PCT加盟の意義が半減してしまつたろう、こう考えられるわけでありまして。したがつて、この国内未処理件数の消化の促進と国際出願の業務量、事務量の増大についても同時に対処できるものであることがいふ非常に必要ではないか、こういうふうに思ひます。このいわゆる審査の迅速化あるいは充実というものについて現在どのような対策を持っておられるか、お聞かせいただきたいのであります。

○熊谷政府委員 ただいまの御質問の前に、お述べになりましたことにつきましてちよつと触れておきたいと思ひます。

先ほど先生も御指摘になりましたように、本年の二月現在ではいわゆる特許、実用新案に關しまつ平均の要処理期間というのはほぼ二年三ヵ月程度まで短縮をしております。昭和四十五年にはこれが五年となつていたのでございまして、最近におきましてはそういう状況にまでございましてまいつております。なお、関連して申し上げたいのは、各国の平均の要処理期間はどの程度かといふことでございまして、アメリカは各国の中でも速い方でございまして、これが平均一年七ヵ月と言われております。ドイツが一年九ヵ月、イギリスが一年十一ヵ月と言われておるわけでございます。なおおねね私どもは二年弱程度までこれを短縮することを目標にして今日進んでおるわけでございます。一ころの状況から見ますと大變改

善されまして、おねね国際水準に近いところまでの処理期間になつてきておるといふ実態になつておるわけでございます。

なお、先ほど申し上げました外国から国内への出願あるいは日本から外国への出願、今回PCTによりまして増加が予想されますが、全体の国内の処理がそれによつておくれることがあつては絶対にならない。これは私も引き続き大原則として今後考へてまいりたいといふふうに思つておるわけでございます。

私どもの判断といたしましては、現在出願件数が特許、実用新案でここ三年ほど約三十四万件程度で推移いたしておるわけでございます。実際の審査請求の数字でまいりますと、大体いま十六万件から七万件といふところに推移いたしております。この中で今日まで約二十万件から二十二万件くらいの年間処理をやつておるわけでございます。その結果、いわゆる滞貨が減つてきて、昭和四十五年には五十万件ありましたが現在四十数万件までに減つてまいつておるわけでございます。年間ベースで見ますと大体二十万件以上超えて処理する能力がございまして。

外国出願は確かに国内出願の場合と比べまして、外国語の關係もこれあり、負担は同一ではない、やはりやや重いといふことは事実でございます。私どもは、処理し切れないほどの案件ではない。第一には審査要員の増員に引き続き努力をいたしてまいりたいと考えております。それから第二には、この審査の処理の促進のために、たとえば審査資料の確有効な検索あるいはアプローチができるような、そういったいわゆる特許情報の管理に關します体制の強化を図つてまいりたいと思つておるわけでございます。

また、民間に對しましては、従来の国内出願の急増に對処いたしまして、すでに五十一年から出願適正化事業といふのを行つておまして、今日国内出願されておりますものの約五割が拒絶をされるという実態にかんがみまして、むだな出願が

かなりあるわけでございます。民間企業の方で出願に当たつて事前に調査あるいは評価をされて出願されるならば、このようなむだな出願はなくなるのではないかと、このようになむだな出願はなくなるのではないかと、この事業につきましても引き続き強化をいたしてまいりたい、こういうふうに考へております。

最後に、私も、このPCT条約に加盟することによりまして、日本の特許行政のもろもろのシステムを国際的なレベルまで引き上げる契機といたしたいと考へ、これからの対策の一層の強化を図つてまいりたいといふふうに思つております。

○上坂委員 いまお答えになつた点ですが、これは財政が伴うわけでありまして、なかなかむずかしい問題があるだらうと思つております。

私は、十一月に質問書を出したしまして、スペースの問題を取り上げたわけでありまして、そのときの回答で、職員一人当たりのスペース、アメリカでは二十二・三平方メートル、日本の場合には十三・八平方メートルでありまして、大分狭いわけでありまして。それから資料室についても、アメリカは一万三千四百六十六平方メートル、ドイツは六千四百五十平方メートル、日本は四千四百九十五平方メートルでアメリカの三分の一弱といふかっこうになつてます。

前から特許庁の庁内のいわゆる資料室の整備やら、それから二つに分かれておる問題の解消やら、非常に大きく問題になつてきたところでありますが、国際条約の加盟に基づいて、これのなほ一層の充実整備を図らなければならぬといふことになりまして、こうした庁舎、それから資料室、あるいは審査官に要するところのいわゆるスペースなり一人当たりの事務量なり、そうしたものが非常に充実されていかなければならぬと思ひますが、それにはかなりの財政負担もかかってくると思つて、かなり思い切つた措置をとらなければならぬのではないかと、こう思つておるわけでありまして。

その点について、これは通産大臣にお伺いをいたしたいのでありますが、いわゆる知識集約型の時代に入りまして今日、この特許庁の持つてゐる役割りといふものは非常に大きなものがあるといふふうに思つております。そういう点で、いまの特許庁のいわゆる不備あるいはいろいろの問題点を解決するために、今後かなり思い切つた施策をしていただかなければならぬといふふうに思つておるわけでありまして、このことについて、通産大臣のお考えをいただきたいと思います。

○河本國務大臣 能率を上げるためには事務所の整備が必要でございますが、これは御案内のように通産省の建物を取り壊す予算がつきまして、来年、再来年で新しい建物が全部完成することになつております。そういったしますと、全部相当なスペースをもつて収容できると考へておりました。特許關係、いま非常に狭いところにおるわけでありまして、相当能率的に仕事ができるようになることを期してしております。

ただ、狭い場所でも相当な工夫も必要じゃないかと私は思つております。私は、一昨年、松下の本社にありますが特許關係の整理室を見せてもらいましたが、狭い場所に非常に能率的に数十万の書類その他参考資料が整理されておまして、もう直ちにどこにあるか容易にこれを取り出すことができます。非常に能率的にこの運営をしておりますので、役所の方からも一回見学に行つたらどうかといふことも言つたわけでございますが、狭ければ狭いなりに、雑然と仕事をしないで、もつと工夫して能率的にやる方法もあらうかと思ひますが、抜本的にはやはり新しい建物、それによつて解決をしたいと考へております。

○上坂委員 次に、一つの出願で多数国指定がで、各国の手続開始前の先行技術調査の実施や方式の統一で、多数国出願及び各国別審査の労働重複の軽減を図ることを目的としておると思つておりますが、なお、PCT加盟は發展途上国の援助を行うこともその目的の一つになる、こう言われております。これは具体的にどのような形で行う

ものであるか。この具体的なメリットは何であるか。技術情報の提供とか特許制度発展のための技術援助というふうに言われておりますが、ひとつ具体的に説明をいただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 本条約は、先生御指摘のとおり、発展途上国援助を大きな一つの柱にいたしておるわけでございます。具体的には、この同盟の中に発展途上国に対します技術協力委員会が設置されまして、そこで国際的な技術協力計画が策定され、各国がそれに向かつて協力をするということが今後具体化してまいると存じます。具体的には、一つは特許情報の提供でございます。二つには、発展途上国に対しまして特許関係の専門家を派遣いたしまして発展途上国におきます特許行政に携わる審査官等に対する研修を行うとかそういったこと、並びに発展途上国において新しく特許法制を確立したいという場合の法制のあり方等に対する指導といったことがその内容になるものと考えております。

○上坂委員 このPCT加盟の意義というのは非常に強調されておりますからこれは理解できますが、これは日本語にとつてみますと、従来、日本語というのは非常に特殊な言語でむずかしいために、日本に対するいわゆる指定出願というのは自然に抑えられる傾向にあったのではないかと、こんなふうにも考えられます。それがPCT加盟によつて日本に対する出願が容易になつてきまして、日本のいわゆる先端技術というものが国際的に抑えられてしまふという危険性をはらんでゐるのではないかと、こういう考え方もあるわけですが、その点についてのお考えをいただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 日本の外国出願の過去十年の趨勢を見ますと、日本の外国向けの出願が非常に多くなつておるわけでございますが、出願のみならず、相手国におきまして、とりわけ先進諸国におきまして、日本の出願の特許になる比率がこの十年間に非常に高まつてまいつております。一例を申し上げますと、たとえば昭和四十年に

おきましては、アメリカと日本を比較いたしますと、アメリカから日本に参りました出願というのが約一百万件程度だつたと思ひます。日本からアメリカへ出ておりますものは二千数百件程度であつたかと思ひます。しかし、五十年になりますと、アメリカから日本へ参つておりますのは約一百万件と変わりますが、日本からアメリカに行つておりますのはすでに一百万件近い件数になつておるわけでございます。この傾向はドイツとの関係におきましても、フランス、イギリスとの関係におきましてもほぼ同様でございます。いずれも昭和四十年ごろには日本の出願の方が外国から日本へ来る出願よりも少ないという状況になつておりました。これは四十年から五十年にかけましての日本の産業の技術水準の向上というものがその裏づけになつておるといふふうに私は理解をいたしておるわけでございます。

それで、ただいま、日本語は特殊な言語である、このPCTを通じて日本向けに今後出願が激増するのではないかと、それによつて日本の産業が受ける影響は無視できないのではないかと、こういう御指摘の点につきましては、私は、やはり出願の質を決めるのは技術のレベルであると考えております。その意味におきまして、外国からの日本出願がふえると同時に、日本からの外国向け出願もふえるわけでございますが、日本の市場がそれによつて大きな影響をこうむるかどうかと、日本の技術はそれほど弱くはないと私は考えております。その点は御懸念は要らないのではないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

○上坂委員 次に、発展途上国にとつてPCTは果たしてメリットになるか、こういう問題であります。先ほど長官も言われたように、日本は世界の特許大国である、こういうふう言われておるわけでありまして、この難解な発展途上国の翻訳が、いままでの十二月より二十九月に八か月の優先権が延びることになるわけでありまして、このことについては発展途上国を指定国にして、そ

の発展途上国の技術を今度は逆に抑えてしまふということが可能になつてくるのではないかと、いふふうにも考えられます。

そこで、その技術協力、情報提供といったような発展途上国協力ということに名をかりて技術支配を圖つていくという結果になつて、むしろそのことがその国の技術発展の芽を摘み取つてしまふことになりはしないか、この点も非常に懸念されるところでありまして、このことについて日本としてはやはりきちんとした考え方を示しておく必要があると思ひますので、これについてお答えをいただきたいのであります。

○熊谷政府委員 先生が御指摘になりましたような問題に対してすでに条約で手当てをいたしておりました。先生御承知のように国際予備審査制度というものがございまして、これは主として発展途上国に寄与する制度として創案されたものでございまして、したがって、発展途上国が自分の国を指定国とする国際出願に予備審査レポートを添付してもらいたいというところを出願人に義務づけますと、出願人は、たとえば日本特許庁に對しまして予備審査を請求するわけでございます。そうしますと、その出願につきましていわゆる新規性があるかどうか、あるいは進歩性があるかどうか、あるいは産業上の利用性があるかどうかという条約に決められました要件を審査いたしまして、そのレポートのついたものが発展途上国に参ることになります。

従来、発展途上国におきましては、資料、情報の不足のために、ややもいたしますと、特許性を持たないようなものについても特許を与へるといふようなことがありがちでございましたが、これは発展途上国にとりましては大変マイナスなことでございます。条約ではそのことに對する、LDC諸国に對する協力といたしまして、この予備審査レポートを活用することになるならば、発展途上国は非常にいい発明の特許として自国に導入することができるといふことになるわけでございまして、このPCT条約は、その意味におきまして

も発展途上国にとつてプラスであるといふふうに考えられるかと存じます。

なお、これと関連いたしまして、先生御承知のとおり、現在工業所有権に關しますパリ同盟条約というのがあるわけでございまして、発展途上国に關しまして、この条約を一部改正する必要があるのではないかと、いふ別な国際会議が進行中でございます。

この発展途上国問題につきましては、私どもは発展途上国に對する協力が非常に重要なことであるといふことで、今後引き続き国際的な會議で協力をしてまいる考えでございます。そういう世界的な枠組みの中で特許庁としての最大の努力をいたしたい、こういうふうにお考えおる次第でございます。

○上坂委員 この発展途上国に對する技術援助は、現在非常に重要な課題になつてゐるというふうにおもひますが、先ほど長官のお答えにもありましたように、数年前はアメリカの特許が日本にかなり多く出願をされて、そのことによつて日本のいわゆる発明、工業所有権の問題が抑えられてきたような傾向もあつたのじゃないかと、こういうふうにお考えをのたまへません。しかし、日本の技術水準の向上によつて、現在それが同等のところまできてゐる、これもまた認められるところでありまして、発展途上国の場合にはもつとも大きく技術水準が發展をしていかなければならないのが本當でありますけれども、それまでの間に、実はアメリカが日本に進出してきたような形で、もし日本が特許大国の権限を利用してそちらを抑えてしまふという形のものが出るようなことになると、せっかく東南アジアを中心とした各国への日本の技術協力なり經濟援助なりをする上において、非常に国際的な支障を來すおそれがあるのではないかと、こういうことが懸念されるわけでありまして、そのことについて私は心配をしてゐるわけでありまして、いふの点については、大臣からも、そういうことは絶対にしないといふことになるだらうと思ひ

ますが、御所見を承りたいと思うのです。

○熊谷政府委員 まず大臣のお答えの前に、ちょっと先ほどのお話の関連で先にお答えさせていただきますかと思ひます。

まさに先生御指摘のようなことが懸念されますので、工業所有権に關しますパリ同盟条約におきましてその問題も議論されておるわけでございまして。たとえば發展途上国において認められましての特許が、發展途上国において工業生産につながつてその生産力としてそれが活用されるというようなことがなくて、單なる輸入独占というふうになつておることはけしからぬ、こういうことが指摘されておるわけでございまして。もとより發展途上国におきましては、工業生産の基盤が整備されているところ、されてないところ、さまざまございまして、一様には論ぜられませんが、しかし、このパリ同盟条約の改正問題の第一は、輸入独占だけに使われている特許といったものに対して、一定の期間内にそれが国内に実施されない場合には、それを国が強制使用するか、あるいは何らかの法的な措置で強制的に実施させる、どの程度にすべきかということがまさに議論が行われているところでございまして。先進諸国は發展途上国にとって技術移転がスムーズに行われることが必要であるという認識においては、皆その点には変わりございせん。その面で合理的な範囲での法制というものをどういうふうにするべきかというところを、國際會議を通じていま検討している段階でございまして。

○上坂委員 法案の内容について質問をいたしますが、初めに、第二章の「國際出願」のところでありまして、第三条の一項の「日本語又は通商産業省令で定める外國語で作成した願書」云々と、こうなつておるわけでありまして、これは日本で出願をする場合には、日本語でなくて外國語でもよいと、こういう意味かどうか、お答えをいただきたい。

それからもう一つは、通商省令で定める外國語はどの國の言語なのか、お答えをいただきたい。

○熊谷政府委員 國際出願をするものにつきましては、当面日本語だけを考へておるわけでございまして。したがひまして、通商産業省令で定める外國語は、当面これを定める考へはございせん。

これはたとへば日本におります外國人が英語で出願をする場合等、將來をういつたことがあるかもしれないということ、一つの姿勢をここに示しておるわけでございまして、具体的に予想される時期までにこの省令を制定するというような具体的な計画は持っておりません。

○上坂委員 いまの三条の三項の問題であります。が、「明細書、請求の範囲、図面及び必要事項」に記載すべき事項その他これらの書類に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。こうなつておりますが、この「必要な事項」というのは何か、お答えをいただきたいのです。

○熊谷政府委員 三条の三項の通商省令でございまして、条約に規則というのがございまして。この規則に定めております記載事項あるいは様式あるいは方式といったものでございまして。具体的には明細書の記載の仕方をどういう記載の仕方をするかとか、あるいは請求の範囲の記載の仕方をどうするか、あるいは図面の記載方法をどうするか、あるいは必要の記載方法をどうするか等々、そういったことをこの省令で書くことにいたしております。

○上坂委員 次に、五条の一項であります。が、「その國際出願に含まれていない図面についての記載がされているとき」と、こう書いてあるわけでありまして、どうもなかなか理解に苦しむわけでありまして、この説明をしていただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 たとへば國際出願の明細書の中に文章が書いてありまして、図面の引用がある場合がございまして。ところが、その図面がついてない、こういった場合でございまして、これは図面がついていないではないか、こういうような通知をするわけでございまして。

○上坂委員 この「含まれていない図面」という

のは、國際出願の要件といひますかあるいは内容といひますか、そういうものを満たしてない図面なのか、あるいは当然その當該出願に含まれていなければならぬ図面ではあるが、記載だけがあつて図面はないと、こういうことを言っているのか、この辺を説明をしていただきたいのです。

○熊谷政府委員 平たく申し上げますと、この図面をつけるかどうかというのは出願者の自己責任というところになるわけでございまして、この第一項で書いてございまして特に長官が出願人にそれを通知するといふことは、いわば特許庁側のサービスでございまして。もしここが書類がついてないまま國際出願がされても、この全体の効果には關係ございせん。ただ、相手指定国におきましてそれが補充され、認められればそれが認められるといふことになるわけでございまして。ただ、その図面が非常に重要な図面であつて、それがなければサーチレポートが書けない、こういう内容のものでございまして、特許庁としましては、そのことにつきまして記載をしましてサーチレポートを書いて送るということになるわけでございまして。基本的な欠陥部分ということになるわけではございせん。

○上坂委員 そうしますと、特に載せる必要のない図面というものもある、それからどうしてその要件としてその図面がなければ適正を欠く、こういう図面もある、こういうことになるのではないかと私は思ふのですが、この「出願に含まれていない」という意味がどうも明確でないわけでありまして、これは必要な図面で含まれていないものを指すのか、

「委員長退席、山崎(拓)委員長代理着席」
たまたま明細のいろいろな要件の中になくてもいい図面なんだけれども、記載だけはあつた、そこでその図面の提出を要求した、通知をした、こういうことになるのか、その辺がどうもみだめなわけですね。もう一度御説明願ひたい。

○熊谷政府委員 出願されましたもののいわゆる

方式審査の段階になるわけですが、形式上要件が整つていのかどうかという点をこの段階ではチェックをいたすものでございまして。したがひまして、図面というものが記載されておるながら図面それ自身は添付されてないというものにつきましてチェックをいたしまして、そのものを通知するといふだけでございまして、いわゆるその図面がなければこの出願書自身の効力が云々されるというところにはならないわけでございまして。あくまでも基本は出願者の自己責任ということ、もしこの通知がなされなかつた場合でも、出願人は三十日以内でありますればそれを自発的に提出することもできるようなつておるわけでございまして。そういう意味で、これは出願書類の中での基本的な必要事項というわけではございせん。

○上坂委員 どうも私が聞いていたのと少し違つておりますが、時間が迫つてきますから、先へ進みます。

第三章の「國際調査」の問題であります。が、第八條二項の一号、國際出願の使用言語は國際出願について國際調査を行う機關によつて定められる、こういうことになるわけでありますが、この調査の内容であります。が、國際調査機關が行う調査の内容と、それから國際調査機關の機構について、これを簡略にひとつ説明をいただきたいと思ひます。

それから、特許庁がもし國際調査機關に選定された場合、この事務局に職員を派遣する必要があるのかどうか、この点についてもお伺ひをいたしたいと思ひます。

それから、現在世界的に所有權機關に何名の職員を配置しておるか、そしてまた、その職員の身分といひますか、どの程度の身分の人を派遣しているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

でございます。国際調査報告では文献のリストアップであることとでございます。なお、特許庁におきましては、この調査報告は審査官が作成することといたしております。

なお、関連いたしました、本年四月にこのPCT加盟に備えまして特許協力条約の実施に關しまし準備室を設置いたしました。十月一日にはこれを正式の省令室に格上げをする考えでございますが、これがPCT出願の一元的な窓口になります。そこを通じて各都府の審査官にそれが配付され、判断されて、一定の期間内にそれを収集して国際報告として報告する、こういう仕組みになるわけでございます。

なお、国際機関に特許庁の職員が何名出ているかという問題でございますが、これは今日まで累計約八名をコンサルタントという形におきまして、国際調査機関にほぼ一年交代という感じでございます。派遣をいたしてまいりましたが、昨年から初めて正式のパーマネント職員といたしまして一名派遣をいたしておるわけでございます。今年、このPCT条約に加盟をいたしました際にはさらに一名増員をするという計画をいたしております。国連の事務局と打ち合わせをいたしておりますが、私は実現ができるものと信じております。

なお、今後日本の国際出願が国際事務局に提出されるわけでございますので、日本出願、つまり日本語の出願が国際事務局にかなり参るわけでございます。そういうこととの関連で、今後さらに増員をするということが予定されるというふうには私は理解いたしております。

○上坂委員 次に、第四章の「国際予備審査」について伺います。前章の国際調査機関についても同様ですが、国際条約に加盟することに基づいて提出された法律案であります。本条のことは、いわゆる国際条約の重要な構成機関の一つである国際調査機関あるいは予備審査機関に選ばれることがすでに前提になっている、あるいは当然のこととされている、こ

ういう形で国内法が制定された例があるのかどうか、この点について伺いたいと思うので

○熊谷政府委員 他の例につきましては、私、ただいまのところ具体的な例を承知いたしておりますが、このPCT条約に加盟することのメリットは、先ほど先生御指摘のように、日本語で国際出願が多数国に向けてできるということでございます。このためには日本みずからが国際調査機関でなければ、母国語の言語による受理はできないことになるわけでございます。そういう意味におきまして、この条約に加盟いたしますに關連した国内法におきまして、国際調査機関に日本特許庁がなることを前提として初めてこの法律の意味があるというふうに理解をいたしておりますので、そのようにこの法律案では書いてあるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、国際調査機関になるかどうかは総会の選定事項ということになっておりますので、このPCT同盟總會において日本が国際調査機関として選定された場合に初めてこの条約並びに国内法の施行を行うことができる状況になる、それができない場合には実施できない、こういうことになるかと考えておるわけでございます。

○上坂委員 いま言ったように、いわゆる国際機関に入れないという場合にはこの法律の効果がなない、そういう予測されたようにいかないこともあるので、そういう法律をいま出していくつていくというところについてこれは法制的に一体どうなのか、私は非常に疑問に思っております。こういう法律の制定の仕方が従来あったのかどうか、この点については一番後でいいですから、それまでに調べておいてお答えをいただくことにして、先に進みたいと思うのです。

それから、昨年七月の工業所有権審議会の中間報告では、国際調査機関になることは必要だと思われけれども、当面留保することもやむを得ない、

こういう報告が出ていますね。ここに事務負担という問題とそれから国際的動向等を考慮してというふうに二つ出ているわけです。これを考慮して当分留保するんだということ。この二つについての認識を簡単にひとつ説明をいたしたいのと、この報告が五十二年二月の答申では、発展途上国に對しての点を考慮してメリットがあるからこれは入るべきだ、こういうふうになっているわけでありまして、半年間にこういふふうに変化をきたしたことをどういふふうにとめておられるか、このことをひとつ説明をいたしたいと思

○熊谷政府委員 昨年七月の中間報告では先生御指摘のとおり中間報告になっていたわけでございますが、その時点では、いわゆる特許大国の中心でこの条約を批准している国はアメリカとドイツだけでございまして、各国がこの予備審査機関となる第二章について留保するかどうか、その辺の動向がまだ明らかになっていない状況でございました。そういうことを踏まえまして、国際的な動向をまず検討する必要があるというのが一つのポイントでございます。

それからもう一つは、事務負担の問題でございますが、事務負担の問題は、その段階におきまして、私どもの判断としては、若干負担がふえることは事実でございますが、全体としてこれが大きな支障になるといふようなことにはならないというふうな考えでいたしたのですが、負担はあることはあるという観点で負担のことについても触れておるわけでございますけれども、その後、九月の国際機関におきまして年次總會におきまして各国の動向がはっきりいたしてきました。各国ともこの第二章については非常に前向きに対処することを確認をされましたので、その段階で、この工業所有権審議会のPCT小委員会におきまして七月の答申に對する再検討をお願いいたしましたわけでございます。

なお、それとあわせて、私どものそれに伴う事務負担はどうかということも検討いたしましたし

た。先ほど申しましたように、この予備審査という制度は発展途上国に對する援助であるという観点から考えますと、日本だけが各国の動向と孤立して、これを留保して協力に應じないという姿勢をとることは望ましくない、こういう判断から、最終的には少々の負担はあるにいたしました。この第二章は留保すべきではないというふうに考えられたものでございます。

○上坂委員 次に、特許法の改正案について伺

条約第三條(2)の規定であります。国際出願は、この条約及び規則の定めるところにより、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約を含むものとする。このようにいうふうになっているわけでありまして、これらのすべてを含む翻訳文を提出することになるのが出願であらうと私は思うのであります。この翻訳文の中から落ちているもの、記載されていないものがあるとき、外国語の特許出願に記載されていないものがあったものとみなす、こうなっております。原文では記載されているのであります。また、記載されているから国際出願として認められるのではないかと、私はこう思いますが、その国際出願の中に記載されていないものがあつた場合には、内容はおのづから違つてくると見なければならぬと思つております。したがって、そうなりますと、これは別な願書を新たに日本では受け付けることになるのではないかと、私はこういうふうに考えざるを得ないのであります。この点についてひとつ説明をいたしたいと思つております。

それから、時間があるからもう一つ申し上げますが、記載されていないものの中に発明とされるものがあつた場合はどうなるのか、これについても御説明をいただきたい。

○熊谷政府委員 今回の条約加盟に伴います特許法改正に對する基本的な考え方でございますが、日本を指定国といたしまして出されました出願の本体は、まず第一に原文で確定をされますが、あわせて翻訳の提出が条約で義務づけられて、

それが出されなかった場合には当初の原文の出願がなかったものとみなされるということになっておるわけでございます。その原文と翻訳文が日本国内に入つてまいります。で、翻訳文によりまして原文の範囲が適度として限定される、こういう性格になるものと考えております。もう少し平たく申しますと、原文とそれからその翻訳文双方に重なる部分がある日本におきます特許法上での取り扱いの本体になるものでございます。

したがって、いま先生がおっしゃいました翻訳文をいたしました際に原文にないものがそれに加わつておるといふような場合には、これは仮の姿でございます。したがって、二つのケースがございます。原文にあつて翻訳文にない場合には、その部分は放棄とみなしておるわけでございます。原文の範囲が限定をされるという解釈をとつております。それから、翻訳文の方が原文を上回るといふものにつきましては、これは実体と違ひます。仮の出願という取り扱ひでございます。この出願につきましては、この瑕疵の部分を取り除くための異議申し立てもしくは無効その他の手続によつて是正されるということになるわけでございます。

○上坂委員 質問と違ひ。私が言っているのは、百八十四条の四項の問題なんです。足りなかった分のことを言っているのです。記載されてないもの、翻訳文から落ちてくるものはそのものは認めない、こゝろみないでいるわけですね。ところが、原文には実際には載つていないわけなんです。日本ではそれはとちやうとそのまま認めてしまふわけですね。そうしますと、本来は原文にないものを認めたということになるのではないかと、それじゃ新しいものとして認めることになるのか、あるいはか、こういうことを質問している。百八十四条の十四はその次に質問しますから、お答えいただきたい。

○松家説明員 お答え申し上げます。先生ただいま御指摘のございました百八十四条の四の四項でございますが、「国際出願日における

る外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかったものとみなす。」こういう措置をしていくわけでございます。この条約上の根拠をいたしましては、二十二条、すなわち出願人は指定国に翻訳文を提出しなければならぬという規定及び条約二十四条(四)によりまして、翻訳文を提出しないときは出願は取り下げの効果をもつて消滅するといふ規定から条約上も認められていくわけでございます。このようない取り扱ひにいたしました理由は次のとおりでございます。

まず第一点といたしましては、わが国における権利の設定は日本語で行われ、したがつて出願人の提出した翻訳文を基礎にして手続を進める必要があること。それから第二といたしまして、原文まで戻れるようにしておき、そうしますと、第三者がすべての出願について常に原文と照合することが必要になってくるわけでございます。翻訳文を国内で公表いたしますけれども、その公報を見ただけでその外国からの出願の内容はさういふものだとさういふに理解するのは足りず、常に原文に戻る可能性があるとすること、それを照合することを強いられる第三者にとつて非常に不都合であるといふこと。それから、原文にまで戻れるようにしておきますと、特許庁のあらゆる審査は原文で行うことになりまして、審査の面でも先願の審査とか補正の際の判断ということに当たりまして必要が生じるわけでございます。このようない理由で百八十四条の四の四項を設けたわけでございます。

それから、先生の御指摘のありました原文にあつて翻訳文にないものは別の出願として認めるべきだといふ御指摘でございますが、PCT条約におきましては、その十一(3)において「国際出願日の認められた国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果」を持つといふことになっておりまして、PCT条約の出願日といふものはあくまで国際出願日であり、その指定国における手続は翻訳文を所定の期間内に提出することによつて発生するわけでございます。

で、翻訳文を出さなかった部分について別に出願を認めるといふことは条約上予定しているものではございません。また別に出願を認めるといたしますと、その出願日を一体いつにするかといふこと等いろいろ制度上むずかしい問題も出てまいりますので、ただいま申しました第一ないし第三の理由によりましてこのようない措置をするといふことに考えておる次第でございます。

○上坂委員 何を言っているのかとともわからないのでございますが、もう一つ聞きますが、記載されてないものの中に発明とされるものがあつて、それが原文のいわゆる請求の範囲に入つていた、こういう場合にはどうなりますか。

○松家説明員 お答え申し上げます。

その場合は記載されていなかったものとみなす、すなわち指定国である日本については何も効果を発生しないといふふうに考えております。

○上坂委員 いまお答えがあつたようにこれは日本においてはその権利が発生しない、効果、効力がなくなつてしまふ、こういうことでありますから、出願人の権利といふものが結局なくなつてしまふといふことだろふと思ふのです。そうなりますと、せつかく国際出願してもこれは非常に問題になるわけですね。したがつて、これについては何かの救済措置が必要ではないか、こういうふうには私は思ふわけでありまして、その件についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 国際出願日と認定されましたから翻訳を提出するまでに二十九月の期間がございます。その間の差しかえは自由でございます。その間に十分点検をいたしまして翻訳文を出す、翻訳文を出した場合には、先ほど審判部長から申しましたように、日本特許庁がこの期間内に受け付けましたものはその期間が過ぎますと差しかえができませんといふことになるわけでございますが、この二十九月の間に十分検討する時間的な余裕がある、こういうふうにご考慮しております。

○上坂委員 百八十四条の十四についてお伺いします。

この百八十四条の十四に言う「拒絶」といふのは、出願が却下されるということなのかどうか、拒絶しても先願権は残るのか、このことについて質問をしたい。

それから、「発明以外の発明」といふことについて、これはどういふふうにご説明をするのか、お答えをいただきたい。

それからもう一つ、「発明以外の発明」でないといふこともあるんじゃないかといふふうに思ひますが、さういふものは余分につけ加わつてゐる場合もあると思ふのですが、これについてはどういふ取り扱いをするのか、お答えをいただきたい。

○松家説明員 お答え申し上げます。

まず、第一の御質問でございますが、拒絶は却下とどう違ふかといふことでございます。拒絶は、特許法上の規定によりまして審査官の審査の結果行行政処分でございます。却下の方は、たとえば出願について出願として受け付けない、あるいは審判請求を審判請求として受け付けないといふ、本審判の審判に関する問題でございます。それから、拒絶されたときに先願権は残るのではありませんかといふ御指摘でございます。これにつきましては、拒絶査定が確定したものに對して先願権は残るわけでございます。ただし、この百八十四条の十四が適用されます結果といたしまして、拒絶査定が確定した場合に先願権が残る範囲は、原文及び翻訳文、その双方に記載されている事項、これについて先願権が残るわけでございます。

それから、「発明以外の発明」について言われているとき、このことの意味でございますが、これは原文及び翻訳文の双方に記載されている発明以外の発明といふ意味でございます。実務上の取り扱いとして具体的に申しますと、原文に記載されていても翻訳文に記載されてない場合、その裏返しで翻訳文に記載されていても原文に記載されてない場合、これは発明以外の発明といふふうにご考慮しております。

○上坂委員 「翻訳文に記載されている発明以外の

「發明」と、こうなっているのです。翻訳文に記載されていない發明以外の發明ということは書いてないのです。

それから、拒絶の場合、いま先願権が残るといふことですが、これは残るのは重複している場合、いわゆる別につけ加わった部分だけが拒絶をされて、その他については先願権は残る、こういうことを言っているわけですね。

○松家説明員 百八十四条の十四の規定は、國際出願の明細書、請求の範囲または図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている發明といふ意味でございまして、國際出願の明細書、すなわち原文とそれから翻訳文、その両方に記載されている發明、それ以外の發明については記載されておらず拒絶されるという意味でございまして、それから両方に書いてあるものは拒絶されないけれども、一方にしか書いてないものは拒絶されるという意味でございまして。

それから、先願権として残るのは、やはり當初の國際出願目における國際出願の明細書にも記載されて、かつ翻訳文にも記載されている、その両方に記載されている範囲でございまして。

○上坂委員 どうもよくわからないのだけれども、両方に書いてあるということなんです、両方に書いてあるということとはどこでわかるのですか。

○松家説明員 百八十四条の十四の規定の三行目の真ん中よりちょっと上に「及び」がございまして、この「及び」の意味が、この前に書いてある原文、それからこの後に書いてある翻訳文、原文及び翻訳文と、ここに書いてありますのはその双方という意味でございまして。

○上坂委員 そうしますと、原文を見ることになるわけですね。原文を見なければ、両方に書いてあるということとはわからないわけでしょう、翻訳文だけ見ている分には、その辺はどうですか。

○松家説明員 御指摘のとおりでございまして、百八十四条の十四には最後に「但し」でございまして、これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限り、

「と」してございまして、特許異議申立てがあつた場合には、異議申し立ての指摘するところに従い、原文を審査するということになります。

○上坂委員 そうしますと、両方に書いてあつても、異議申し立てがなければ両方に書いてあるといふことが全くわからない、こういうことになりませんか。したがって、これはそのまま先願権が全部残る、こういうふうな形になってしまふと私は思うのです。そうなりますと、問題が非常にたくさん出てくるのじゃないかというふうに思ひます。

というのは、翻訳文に發明以外の發明が故意に記載されて、そのことによつて第三者の權利が侵害されることになる場合、一体どうするのか。異議申し立てをすればいいといふことを言われておりますが、異議申し立てをしてもなかなか大変だと思ふのです。異議申し立てをすれば審判、その次には、争ひが起れば東京高裁、それから最高裁、そして決定といふことになってくると思ふのですが、これには数年かかることになる。そうすると、その間の二つのものは審査中でありまして、書いてあつたからといって、両方にあるからといって直ちに拒絶がでないとはいふことが出来ず、これは必ずしもその間生じてくる。もしそれが数年かかるのであれば、数年間のこのふくれた部分、故意につけ加えられた發明の部分といふのは生きてきてしまふ、そういうことによつて第三者の權利といふものは数年間阻害されてしまふ、こういう結果になるのではないかと思ふのです。したがって、申し立てをしなればならぬといふことは、ここに非常に大きな問題がある、私はこう考えますが、どうですか。

○熊谷政府委員 まず、故意にやるケースがあるかどうか、これは私も非常にレアケースだと考えております。もともとこういう翻訳の間違つたままで、つまり原文にないものが翻訳に書かれて、それがそのまま特許になる、異議の申し立てがなければそのまま特許になるケースというのは、私はレアケースだと考えております。

なぜかと申しますと、本人にそういったことは非常に不利になるわけでございます。第一に、先ほど来話しておりましたが、いわゆる原文にない部分につきましては第三者の後願を排除する力はございません。それはできないといふことでございまして。第二に、出願公告がありました後は、間違つたままでございまして、それを正しいものに直すことは非常にむづかしいといふことです。認められないケースが多々ございまして、もともと正しいものも含めて拒絶になってしまふ、こういう危険性をかなり持った出願でございまして。また、出願公告後におきましては、仮保護の權利行使といふことになるわけでございますが、その場合に、瑕疵を持つてゐるからといふことで異議申し立てによつて拒絶になった場合には、出願者は無過失賠償責任を負ふことになっております。また、そのまま特許になつてゐるではないかといふ御指摘ですが、これは特許無効の審判でいつでも請求で取り消すことができる、こういうことになるわけでございます。

もとより私も、レアケースだといひましてもそれに対する手当ては十分にしなければなりません。そういう意味におきまして、情報の提供、とりわけ中小企業者、その他諸団体を通じまして、そういったものが審査の過程で判明した場合につきましては、運用上そういった中小企業者等に對します情報の提供につきましては十分対策を講じてまいりたい、そういうふうにご考慮をお願いいたします。

○上坂委員 百八十四条の四、それから十四、これについてはどうも納得がいかないわけでありまして、時間が参りましたから、終わります。

○山崎(拓)委員長代理 浪沢利久君。

○浪沢委員 最初に、中小企業庁長官を煩わしましたので、長官に關連して一点だけお尋ねしたいことがありますので、最初に伺つてお引き取りをお願いしたいというふうに思ふわけですが、それは、とりわけ中小企業関係は、技術や新しいアイデアで勝負をしなければならないという状況

況の中ですから、この特許の制度を大いに活用して、發明奨励的なことで地方自治体なども非常に応援をしてゐると思うのですけれども、國際出願といふようなものには、零細企業にとつてわりあい金がかかる部分があるわけですね。地方自治体によりましては、中小企業の融資政策の中にこういうものも対象として取り入れてゐるところがある。特許出願等に要する費用について融資をする、援助をするといふようなこと、あるいはさらに、發明奨励的な中小企業対策の融資援助、補助といふようなものがとられてゐるところがある。したがって、これはぜひこの機会に中小企業庁として本格的にこの対応を検討していただきたい。いまこゝで具体的に何か出せといふふうには言ひませんが、時間があるまいので、いままでの取り組みについて説明は要りませんが、ぜひこれを機会に本腰を入れた検討をお願いしたいといふことを申し上げたい。

○岸田政府委員 中小企業がこれからのむづかしい經濟環境の中で生きていくためには、やはり獨特の技術を備えるといふことが大変有力な武器になるかと思ひます。特に外國出願までしてといふような意欲のある企業については、中小企業対策としても力を入れて激励をしていく必要があろうと考えておるところでございます。

外國出願につきましては、特許庁の方で補助金制度も用意をしておられるようでございまして、それでカバードできない分野につきましては、政府系三機關の金融を通じて大いにこれを活用していただきたいと思います。ところでございまして、特許庁であるとかあるいは發明協會の窓口等でも、もし御相談があれば、そういう資金の面については政府系三機關に御相談くださいといふようなことをおしやうていただいて結構ではないかと思つておるところでございます。

なお、中小企業対策の中で、技術の問題につきましてはすでに新技術の企業化のためのいろいろな補助金もございまして、また、金融の面でも特許を意図して応援をしておるところでございます。

す。新技術の開発のための補助金につきましては、毎年予算額をかなり大幅にふやしておるところでございます。

○洪沢委員 そこで、特許庁に、特許関係というのは大変むずかしいので、ぜひわかりやすく、時間がありませんので、簡潔な御答弁を願いたいと思うのです。

まず、特許庁の審査官が出願の審査をする場合に最初にやることは、出願に係る発明が何であるかということとを要旨認定することから始まると思うのですが、どうでしょうか。

○城下政府委員 お答えをいたします。まず、一番初めに明細書をよく読みまして、それから要旨認定をいたします。

○洪沢委員 その出願に係る発明というのは、外国で国際出願をされたものの場合で言うならば、本来これはどういう内容のものとなるわけでしょうか。簡潔で結構です。こういう理解でいいでしょうか。原文の国際出願とその出願翻訳文の双方に記載された部分、これがいわゆる本来の内容というふうに出てきて、それがいいかどうか。

○城下政府委員 お答えをいたします。外国からの国際出願につきましては、翻訳文によりまして審査をいたしまして、その発明の何であるかを判断いたします。

○洪沢委員 本来の内容について聞いておるわけですが、これはあなたの方で出しておる資料に基づいて聞いておるのですが、本来の内容は原文と翻訳文と重複して記載されたもの、つまり共通部分、先ほどの長官の答弁にもありました、念のため聞いておるのですが、つまり共通部分を国際出願については出願に係る発明というものの内容としておるということでしょうか。

○城下政府委員 失礼いたしました。審査官がまず初めに明細書を対象として審査に入りますのは翻訳文についてでございます。ただ、本出願が、その発明の実体がどこにあるかという点につきましては、共通部分でございます。

○洪沢委員 つまり、出願に係る発明が何であるか、これは原文と翻訳文の共通部分、これは間違いないですね。そこをお尋ねしたわけでありまして、それで、この内容を認定するのは、長官ですか、審査官ですか。

○熊谷政府委員 審査官でございます。

○洪沢委員 そうすると、審査官は、特許出願を見て、出願に係る発明が本来何であるかということとを考えて、そして原文と翻訳文の共通部分としてこれを認定をする、こういうことになると思うのです。

ところで、お尋ねすることは、そういったまずと、審査官がこの発明の要旨認定をやる場合に、先ほどの説明によると、これは翻訳文によってやる、こういう説明になっているわけですが、これはそういうことなんでしょうか。

○熊谷政府委員 先ほど出ましたが、百八十四条の六の第二項でございますが、翻訳文につきましても、明細書等に対する規定がございます。これが現行法三十六条に基づきます出願書類になるわけでございます。審査はその出願書類において行われたいとしまして、翻訳文によって審査は行いたいということが明らかでございます。

○洪沢委員 この共通部分、これが問題なわけでありまして、発明の内容というのは、結局これを審査する上では、原文と翻訳文との対比というものは、重なった部分と重ならない部分の区分けをするということでありまして、当然不可欠です。これはだれが考えても、素人の考えでもそういうことになるわけですから、当然原文と翻訳文との対比を前提として共通部分が認定される、こういうことになる。異議の申し立てとかなんとかいいますと、それは派生的な問題でありまして、本来の審査のありようとして、一番大事な発明の認定という部分で言うならば、これは共通部分があるわけですから、当然原文と翻訳文との対比ということがなければならぬということでしょうね。

○熊谷政府委員 本体は重なった部分でございますが、審査の段階でどういうプラクティスを行うかということにつきましては、これは各国の自主的な判断に任されておるわけでございますが、私もとしましては、条約四十六条の注解並びに四十六条等によりまして、翻訳文のみによって審査をするということにいたしております。もし、先生の御指摘のように、それ以外の方法というものの、たとえば全件につきまして全部原文と翻訳文を照合しなければ審査を自己がいけない、つまり照合を法的に義務づけるということにいたしました場合は、これは多種の言語でございますので、現実的に審査事務としてはきわめて困難である、こういうふうに出ておるわけでございます。とりわけ、この原文と翻訳の照合という問題は、これは従来のプラクティスにはなかった分野でございます。実務上はいろいろな法体系上の問題も出てまいりうかと、かように考えております。

○洪沢委員 実務上困難であるかという実務の問題は別にいたしまして、法律のありようの問題として、あるいは審査のありようの問題としてお尋ねしていかねばならないわけですが、けれども、問題は、翻訳文ではなしに共通部分が問題であるということとで考えました場合に、みなしによつて条約の中にあるからというお話ですけれども、条約の中の規定は、それぞれの加盟国が翻訳文によつてのみ審査することを義務づけていますか。いるかないか、端的に答えてください。翻訳文によつてのみ審査することを各国に義務づけていますか、いせんか。

○熊谷政府委員 各国の自主的な判断に任されておりますので、各国すべて条約で義務づけられるというところはございません。

○洪沢委員 だから、条約に基づいてみなし条項をつくったから、したがってやらなければならぬというものは、それは国内法をつくる上での、百八十四条の六の二項ですか、そのみなし条項をつくったというあなたの発想の問題であつて、どこからも拘束されるものではないのですね。そう思います。

それは明らかにしておきますが、法律上、先ほども上坂委員からも質疑がありましたように、原文と翻訳文との対比の中で問題になる部分は、原文にあつて翻訳で落ちている部分ですね。これは取り下げとみなして、いわば拒絶に等しい、無効の処理をされる。これはお出しになった法律上大変明快ですね。しかし、そういうことがあり得るかどうかという議論を、先ほど拡大解釈したものを載つてくるようなことは本人にとつて不利益だからというふうな議論がありましたが、法律の議論で長官がそういう議論を展開するのは大変私は驚いて聞いておったのだが、つまりこの法律上で明確にしている一つの部分、原文にはあるが翻訳文で落ちている部分というのがあり得るうちに、原文になくて翻訳文でござい、原文にない新たな構想がつく、それは一つつの場合もあれば、三つも四つも連鎖的に載せられる場合もあり得るし、それを故意にやられる場合もあり得れば、錯誤において行われる場合もあれば、技術的なミスでも行われる。いろいろなことがあり得るわけだ。

特許というのは、釈迦に説法だけれども、大変な権利を与えるものでありますから、それだけに、この審査に当たつてはいささかの落ち度もない、厳正な審査にたえられなければならないとして法定されなければならぬ。まして、おっしゃるとおりこれから国際的な水準にまで特許庁の全体の機能を高めようという意気込みで今回の条約や法律が出てくるわけですから、あらゆるものにたえていくという体制と決意と、それに備えられる法律が必要であるというふうに考える。ところが、原文にあつて翻訳文で欠けている部分については大変明確な条項があるけれども、拡大解釈部分について、これを拒絶する説明もなければ、法律上も明文化されておらない。これはいかなる理由に基づきますか。

○熊谷政府委員 審査は翻訳文によつて行いまして、したがって、たまたま審査の過程でその翻訳文が原文と違つておる箇所を発見した場合であつ

ても、公告後の異議の申し立てがない場合はそれが特許につながっていくというところはおかしいではないか、なぜなかった場合には是正措置をとらないかと、こういう御質問かと存じますが、私どもは、たまたま審査の過程で発見したものの、それに対して一つの処分を行うということになりますと、審査の裁量の範囲が余りにも大きくなりますとの同時に、その審査が恣意にわたる、その結果特許制度の審査の公平性が担保できないという点からとり得ないというふうに考えておるものでございませう。それならば、全件について原文と翻訳文と常に照合して、原文中心主義で審査の段階もやるべきだということにつきましては、先ほど申しましたように現実的に不可能である、こういうことでございませう。

先ほど私は、四十六条注解で翻訳文のみによって審査をすることができ、こういう注解がございませうが、確かに国際的な義務ではございませう。できるということではございませうが、私どもとしては、今回、翻訳文のみでありまして、あと異議の申し立て等の措置を待つて措置をすることが最善の方法である、こういう判断で提案をしておるわけでございませう。

○法務委員 術語の問題は後で聞きましょう。そんなことと無関係に、原文と異なった拡大解釈、拡大翻訳文の出願があり得る、これは否定されないうちの事です。それは本人に不利な利益だろが何であらうか、あり得ることなんです。そうでない場合もあり得る。そういうことの中で、原文から見て翻訳文において欠けている部分の処置については明文化されているけれども、拡大解釈された部分の取り扱いについて明文化されておらないのはいかかというところのお尋ねが一つ。

それから問題は、そうすると、こういうことになりましようか。そういう原文にない拡大解釈をしたものがどういう理由と動機であれ載ったものが、そのまま異議の申し立てもなければ、向こうの審判の申し立てもなければ、あるいはあったにしてもそれが成立するまでの長い期間、審査官は

不当と気がついていてもそれを特許するということをせざるを得ない、永久にないしは一定の時期にわたって。そういうことが起こり得るということは、当然起こり得る事態としてはあり得ます。審査官が気がついたから一々職権主義で手を出し、口を出すとしようというのではできない、こうおっしゃるならば当然そういうことが起こり得る、こういうことになります。起こり得るかどうか、わかりやすく答えてください。あなたの答弁は何を言っているかわからぬ。

○松家説明員 第一点についてお答え申し上げます。

翻訳で拡大された部分を排除するの根拠はどうかという御質問でございますが、これは条約十一(3)によりまして、「国際出願日の認められた国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果をも有する」という規定がございませう。翻訳で初めて出てきた部分は、もともと国際出願の中に含まれていない部分でございませう。したがって、これは国際出願としてたとえ指定官庁段階に入っても、国際出願の内容としては認められないものでございませう。

○法務委員 答弁漏れはないですか。

○熊谷政府委員 先ほど、たまたま見つけたという形のもの、そういう方法はとれないというところは申し上げました。さらに、これは法律で義務づけるといふことをすべきかどうかという問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、現実的に不可能なことを法律で定めることになりまうので、これも私どもはとり得ないと考えております。

ただ、制度的にはとり得ないわけでございませうが、運用の問題といたしましては、たまたまわかつたものにつきました情報、先ほど申しました中小機関等々関係の向きにそれを連絡をする、こういうことによつて、そういう環境のある出願がなされておる、やがてそれが公告されるということに対して警告並びに情報を提供して速やかな排除措置がとれるように行政の運用としては対処

してまいりたいというように考えております。

○法務委員 どうもやはりまともに答えていただけないのです。

現在、特許出願の審査は、言うところの職権主義ということで私はやられておると理解をするわけですが、このPCT出願の原文に記載されてない事項、本来出願としての効力を持つておらない拒絶すべきものであるけれども、異議の申し立てがあった場合に限ってその拒絶ができる、こういう形にすることは、いわば職権審査主義というものを得ない、これが一点。

〔山崎拓委員長代理退席、委員長着席〕それから、異議の申し立てというものをしなばしおつしやるのだけれども、つまり異議の申し立てと向こうの審査請求にだけ公正な審査の目的を果たす、そこに依拠する、頼る、こういう構造なんです、いまの説明によりまうと、改正案によればそういうことになるわけですね。これは非常に問題だと私は思うわけですが、みすみすいわば原文に問題だと私は思うわけですが、審査官の目的文にない拡大解釈された翻訳部分が審査官の目的前を通っていくことに對して、審査官が進んで手を出すことはできない、これを拒絶することができないうち、しかし、関係者がその情報収集をして異議の申し立てをやった、あるいはその機会を失したけれども無効だといふことをやった場合にはちゃんと道が開かれていませう、それはつづけますよ、こういうお話でしょう。通産大臣もお聞きになつてどういふふうにお考えになつておるか伺いたいところだが、特許庁、そういうことでしやう。

異議申し立て、これは大変費用がかかる。それからそれを的確にやるためには、すべての国際出願に對して常に的確にこれを掌握しているということが必要だ。そんなもの、発明に企業の再生をかけるようなというふうな町の中小企業にとつてはできる話ではない。お金もかかるのです。異議の申し立てをすればいいじゃないかというふうな、こんな聞き直った、これは審査権限の放棄で

すよ。何のために目の前にこんな不当な出願が通つていくことを――審査官は公告しなければならぬでしょう。公告すれば一定の権限を法律的にも持つてしやう。これは納得ができません。

○熊谷政府委員 まず御理解いただきたいのでございませうが、今回の国際出願に基づきます審査というものは、従来の審査になつたものでございませう。そういう意味で、新しいブラクティスではございませうが、私どもの今度提案いたしております審査は、先ほど来言つておりますように、翻訳文ですべて審査をするわけでございませう。これは従来の審査と変わらなう。いま、たまたま原文との不一致がわかつた場合の措置につきましてお尋ねでございますが、私どもは、そういうブラクティスが導入されていらないからといって、無審査主義を導入したのだというふうにはまず考えていないわけでございませう。

それから第二点に、異議の申し立てというのは大変金がかかるではないかという御指摘でございませうが、異議の申し立ては、これは資格を問いません。だれでもやれるわけでございませう。また、一たん異議の申し立てをしますと、それが取り下げられましてもそれについて審査をしななければなりません。その場合に、翻訳と原文との照合が行われて、内容がわかればそれを拒絶するわけでございませう。そういう意味で、私どもが先ほど申し上げておりますような今回の措置並びに関係業界への情報の提供といふことを通じまして、予想されるような問題は十分カバーできるものであると確信をいたしております。

○法務委員 先ほど言いましたように、実際にこれを義務づけて原文との対比審査をやつた場合には、これはいまの特許庁の機能じゃできないといふことをおっしゃつた。それが本当の理由なんでしょう、実際は。それならそれで、その部分を言えばいい。だから翻訳文を審査するという形を整えたのでしやう。そういうことなら、ある意味では大変素直だ。あるいは異議の申し立ての部分についてそういう一定の限定において審査をする

いうことにはない、これは審査官が一々チェックしておたものでは大変だという、その体制の問題としてこれは無理があるから、異議の申し立てに限るという限定を括弧つきで入れた、原文との対比を避けて翻訳文主義でいく、こういうベースでいくことにしたということなら一つの論理ですね。そういうことでしよう。それならそれで、はつきりおっしゃった方がよいと思うのです。

○熊谷政府委員 私ども、この結論を出すにつきましては審議会等で十分議論したのですが、ただいま先生がおっしゃいましたように、全件を義務として審査する体系をとりました場合には、これはきわめて非現実的である、それから、たまたまわかった場合だけやった場合には、これは恣意に流れるからとり得ない、そうなりますと、翻訳文によって審査するという考え方にならざるを得ないわけでございますが、これは条約上も認められているということとていっているわけでございませう。

○沢沢委員 大変に正直でよろしい。その最初の説明では、条約があるからこういう形で翻訳文に限ってやる、その審査をするということにしたとおっしゃったのだが、そうすることを条約も妨げていない。実際のところは、私が先ほど言いましたように、体制がないんだ、そこでやはり翻訳文でやる、原文との対比は避けたい、やりたくても体制がないんだ、こういうことですね。異議の申し立てに限定しないとこれも問題がある、こういう説明をいま長官にしていたので、それは庁の立場はよくわかった。しかし、そうすると、まさにそのためにこのみなし条項をつくり、そのために体制がないという理由でそういう仕組みにした、異議の申し立てに限定するという括弧書きをつけた、こういうお話なんです。しかし、これは先ほど私が指摘いたしました、上坂さんもおっしゃったような、拡大翻訳した部分のチェックというものについては特許庁の審査の責任を果たさないという批判、そしりは免れないということでは明らかだと思ふ。

体制がないとおっしゃるのだけれども、時間がないのですけれども、もう少し聞いてみましょう。私がちょっと聞いた範囲で言いますと、いま外国から日本へ来たり、それから日本から外国へ出願される件数は大体同じだということに聞きましたが、二万件から三万件でしよう。この五〇%がPCT出願になったということであつても、一万か一万ちょっとということですね。審査官の数からいって一人当たり、私の計算に間違いがなければ、大ざっぱな話かもしれませんが、年間十件程度のことでよいですか。PCTに加盟しようというのですから、その体制の強化というのはあたりまえのこと、しかし、こんなにみなし条項までつくって翻訳文に限定をして審査するというような無理なことまでしなければならぬ状況じゃないでしよう。いままでもおやりになつておつたのでしよう。現在でもある程度のことはおやりになつてきたんじゃないですか。どうしてもできない、体制の上で無理がある、その具体的な理由を、どこにどう無理があつて、大蔵省にいろいろ具体的な人員の増強その他の配置等について折衝したけれどもだめだったというなら、そういう具体的な理由を簡潔に説明していただきたい。

○熊谷政府委員 この原文と翻訳文との不一致の問題につきましても問題になつておりますのは、審査請求がありましてからの措置の審査の段階での問題でございますが、翻訳されますものが審査請求がない形で公報に載せられて、七年間審査請求がなければそのまま残つておるわけでございますが、国際出願の中に二つの種類があつて、それで審査請求されたものだけににつきまして議論が行われているわけでございますが、これは出願がありましてのうちの五〇%は審査請求がございまして、残り約五〇%が審査請求のないままに、いわゆる翻訳文が公報にそのまま残つておるわけでございます。私どもは、この審査の段階でこの五〇%につきまして具体的に全件をチェックするといふふうにはいたしません。場合に、英語、ドイツ語、フランス語その他、たとえばスウェーデン語であるとか、なかなかむずかしい言語も全部全件にわたつて調べなければならぬ、こういうことになるわけで、私どもの計算で検討いたしますと、恐らく人数的には三けたを超える人員がさらに必要になつてくるのではないだろうか。これは現実問題として人数さえふやせばいいということではございませんで、その語学に精通し、かつ技術がわかる方々が十年、二十年という形において養成されていかなければならぬわけでございます。これを義務づけることは、この条約に入るといふことが困難な状況にならざるを得ないと私どもは考えておるわけでございます。

なお、簡単に触れますが、現在はおるじゃないかという御質問でございますが、この国際出願は今回初めてですから、現在見ておりませんが、外国語の文献としてはチェックするということとは当然やっておるわけでございます。それからまた、優先権主張を伴ひまして日本に出願されてくるものにつきましては、その部分につきましてチェックはいたしておるわけでございますが、本件のように明細書全体にわたつて翻訳する、そして照合する、こういうようなことはいままでもやっていないわけで、私どもも、今後この措置はとれないかと考えているのでございます。

○沢沢委員 現在も、いまお話があつたパリ条約による優先権主張を伴う外国の出願については、その主張が認められるかどうかということ、日本出願の内容と原文と比較してやっておるわけですね。先ほど何かスウェーデン語云々というように話があつたけれども、現行の審査の中でそういう特殊な言語による不公平な扱いが出ていゝのですか。やつていゝるじゃないですか。問題は、こういう国際条約に加盟するといふ特許庁にとっては大変大きなこの取り組みの中で国内法を出すに当たつて、私どもは、いま尋ねていゝるようなことについてはいささかとあらゆる角度で可能性を検討され、そして対応も準備されておらなければならぬはずだと思ふのです。ろくな答弁ができないじゃないですか。今後どういゝる形でふえていくのか、それにこたえるために、いままでもたとえば語学研修なんといゝことはちゃんとやつていゝるじゃないですか。そういうことだつて、何のためにやつていゝるのですか。こういう国際条約に加盟しようといゝるなら、それに対応した準備、説明がなければ、いままでの答弁で見ると、こんな法律を国会に出す機が熟しているといゝるには言えないです。

零時半までの時間で、委員長が大きな目でいらんでいゝますから締めくくりますけれども、きょうは締めくくられなければいゝかぬと思ひますが、最後に一点だけつけ加えて聞かしていただきます。長官、特許庁の労働組合が、審査官に今度の法案についてアンケートをやつたんですね。私もその資料を見せました。それによると、特にその中の指摘いたしました百八十四条の十四ですが、これについての審査官のアンケートによると、八三%の者がそれぞれ異議を唱えておる、賛成は三・二%、こういうことになつていゝる。これだけの仕事です、しかも審査は長官がおやりになるのではなくて審査官がおやりになる、その審査官の圧倒的多数がこの取り組みを理解していゝない、長官のお出しになつたこの法案について、私どもがいま議論してゐるような問題も重なつていゝると思ひけれども、ほかにもあるかもしれぬ。そんなことでは、これが国会を通つたつて仕事にならぬじゃないですか。

審査官自身が挙げて問題を理解し、納得し、そして長官がおしやるとおりに、まさに国際レベルに対応するわが特許庁が、日本の国民のための技術開発のとりでとして特許庁の機能を果たそうといゝることで燃えていゝるわけなんです。ところが、いまの数字で言へば、多少の違いはあつたにしましても、あなたは審査官や組合と話をしているのですか。納得を得ていゝるのですか。大事なことでしよ。わずかな職員で大きな仕事をしよつていゝかなければならぬ、またこれで多くの仕事をしよつていゝることになつていゝる中で、組合の合意も理解も得ていゝないような状態でこんな法案を出す。

先ほど来の私の質疑に対する答弁のずさんさに加えて、大変ひどい状態だと思ふ。どのようにお考えか。一体組合の諸君と話をされたのか、納得をとったのか、そういうことは全然お考えになっておられないのか、必要ないと考えておられるのか、最後にそこを聞いて、きょうの私の質問は時間が切れたからやめます。

○熊谷政府委員 私どもは、このPCT加盟に備えまして、すでに四十七年から庁内の検討プロジェクトチームをつくりまして、作業に着手をいたしまして、五十年に庁内のPCT小委員会を設けまして、自來九十数回にわたりましていろいろ検討いたしました。その作業はその都度末端の現場の審査官等についてもお知らせをし、意見をそれぞれ職制を通じて吸い上げて、それを審議会等々にも反映をし、審議会の答申を待って今回出したわけでございます。今日まで私どもは、本条約加盟に伴います諸問題につきましては、庁内の周知方、また意見の吸い上げについては十分努力したつもりでございます。

ただ、先生御指摘のように、最近組合におきましてアンケートが一般組合員になされて、その集計結果が出たということで、私、この間長官交渉の際に組合の皆さんから話を聞いたわけでございます。それは私もここに手元に持っておりますが、翻訳文の不一致に関して異議申し立てがあった場合に限るとしているという点について、いま先生が八三%という数字を御指摘になったのでございますが、この記録では、この条文に反対するというのが三六・七%となっております。それからもう一つ、実務上やむを得ないが法定化は望ましくないというのが四六・八%、約五〇%でございます。それから、この条文に賛成するというものが三・五%ございまして、わからないというのが八・六%等々でございます。これが事実でございます。

実務上やむを得ないという四六・八%の方がおられるということでございますが、私どもとしましては、いま出してありますこの法案の趣旨に沿

って、今日まで組合とは私自身誠意を持って交渉してまいりましたつもりでございますが、今後も組合の皆さんとは交渉の際に誠意を持ってこういった問題についての理解を深め、努力もまたお願いしたいというふうな考えでおるわけでござい

ます。

○沢沢委員 いまの長官の答弁のとおりで、わずか三%しか理解を示していない、あとはそれぞれ内容的に、実務的に半分からの人がそれはまずい、こう指摘しておられるというのは、大変大きなことだと思います。私も全くきょうの説明では納得しない。大臣もきょう途中で退席されるというから、私は大臣にお尋ねしなかったのだが、お聞きのとおり大変問題があるように思ふのです。

時間が切れましましたので、私の質問はきょうは終わります。

○野呂委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時四十一分開議

○中島(源)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 一時からの再開予定に対してもうすでに一時四十分、与党の理事が、いま山崎理事が見えられたけれども、一人だにいままで三、四十分出席をしない。このような不思議な態度というものは許されなと思う。この委員会が終了した後で委員長は理事会を開いて、なぜに与党の理事がこのような委員会をボイコットする態度をとったのか、そのことの釈明を求めて、釈明をされて、そして今後の措置について理事会において協議をされることを要求いたします。お答えをいただきます。

○中島(源)委員長代理 後刻理事会を開いて協議いたしますことにいたします。

○中村(重)委員 特許庁長官に質問をいたします

が、この法律案に対しては、PCTによる新しい国際的な条約に基づく関連の国内法であるわけでありますから、私どももきわめて重視いたしまして、数回にわたってヒヤリングを行ってまいりましたし、また長官から個別の説明を伺ってきたわけであります。したがって、端的に問題点を

お尋ねするわけであります。

先ほど同僚諸君から疑問点がただされておりました。が、公告になった出願は翻訳を含んだままになつておるわけでございますから、現在の制度とは大変違つてくることになるわけでありまして、ここで国内出願人との権利関係が生じてくるということとは避けられないと私は考えます。

「中島(源)委員長代理退席、委員長着席」

なぜにこの翻訳審査という形をとらなければならぬのか。間違ひのない、紛争の起こる余地のない原文審査ということが常識でなければならぬ。そのことが特許法の精神を生かすことにもなるし、憲法の趣旨に沿うことにもなるわけでありますから、特にそれを避けて、あえて私は便宜主義と言うわけでありまして、そのような簡易なやり方というものをとらなければならなかったのか、説得力のある、私どもが理解し得るお答えをちょうだいしたいと思います。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

この翻訳文というのは、国際出願がなされました引き続き国際公開、一年半後に行われるわけでございますが、それに続きまして一年八カ月までに出されることになるわけでございます。ただいま先生がおっしゃいましたように、翻訳文と原文の不一致という問題は、実はこの翻訳文の提出の時点で起きるわけでございます。御承知のように、この出された翻訳文は国内公表が遅滞なく行われますが、その取り扱いには、約五割がそのまま、審査請求なく七年間継続のまま残るといふ形になるわけでございます。また、残りの五〇%程度は審査請求がございまして、翻訳文により審査が行われ、いま先生の御指摘のように仮の実体

のない部分につきましても異議の申し立てがなければそのまま公告される、またやがて権利になる、こういう形になるわけでございます。

そこで、結論から申し上げますと、審査請求にあつて審査をするもの、それから審査請求が行われないままになっておるもの、この審査請求の行われないままになっておるものにつきましても、場合によりましてこの誤つた国内公表を見まして、たとえ後願の方で企業化を考えていた場合に、もうすでにそれがあたかも真実であるかのごとく誤解をいたしました企業化をやめる、こういうような弊害もあるわけでございまして、権利保護という立場に立ちますと確かにその点は問題でございます。したがって、審査段階に入りましてただだけの分野のみならず、それ以外の問題もやはり放置されるべきではない、本来の問題点として先生御指摘をいただいているものと私理解をいたしております。したがって、国内公表します段階に全件について翻訳文と原文とのチェックを行つて真正な翻訳文だけが出されるという事態になれば、これは先生のおっしゃるような懸念はなくなるのかもしれない。しかしながら、このチェックというのは、たとえば新しい翻訳センターといったような機関でもつくらない限り、なかなかこういった真正な翻訳について処理をすることができませんし、また、翻訳しましたものが、他人の権利の翻訳が正しくなされているかどうかにつきまして本人の承諾を得る必要もござい

ます。あるいは本人がその翻訳に承認しない場合にはその裁定であるとか、新しい制度も必要になるかもしれない。私どもがこういふ国内公表の段階で全件をチェックするというようなことは、これは実際上不可能でございます。まずそれが第一でございます。

それから第二には、この多国間の取り決めに基づきまして多種の言語の出願を処理するものとしまして、この翻訳文と原文の不一致というものが本来ないというたてまえでプラクティス組み込まれるというものでなければ、これはワークしないという考え方が流れていると私は考えておりま

す。先ほど午前中の御質問にもございましたように、大体こういった見せかけの出願を意図的に出願したとしても、後で瑕疵が発見された場合に拒絶されるという非常に不安定な本人に不利な結果もございしますので、それほど多くの分野においてこういった不一致が起るとは考えておりません。いわばレアケースであると考えておりますが、しかし、理論上はあり得るわけですから、法的に措置をしなければなりません。

その場合に、ただいま申し上げましたような全件についての原文と翻訳文とのチェックを常に照合すべきということを法的に義務づけることの妥当性というものを考えました場合に、私どもは現実問題としてその処理がきわめて困難であるということと、また、そこまでしての法的な強制は制度として妥当ではないのではないかという考え方から立ちまして、公告後の異議待ち並びに無効審判請求、訂正審判とのリンクによりまず措置をとっておるわけでございます。これは制度としての問題としてそういうふうに取り運んだ次第でございます。

○中村(重)委員 私の指摘に対して、あなたはやはり問題は、こう言われたわけでありまして、問題はあれども全件審査ということとは不可能である、なぜに不可能なのかということをお答えしてお答えにならないければ、ただ不可能でありましてと言ったって、人間の社会で人間がやるということが不可能だということは何かあるのだろうか。やる気があるのかないのかということが問題なんだ。あなたが不可能というのは、やる気があるやせんと言っている。あなたは特許庁長官なんだ。特許というものは、出願人すなわち国民の権利というものを発生させる、あるいはそのやり方によっては権利を抑圧するという形になってくる。財産権の侵害、憲法にもとらぬような事態を引き起こすわけだから、便宜主義的なやり方をもってこれを処理しようということでは間違っている。このことを私は指摘をするわけでありまして、そのことについて明確にお答えをいただかなければなりません。

せん。

さらにあなたは、原文と翻訳はそう違うものではないと言っている。しかし、AプラスBということを出つ張りをとることをあえて容認しておるといふことは、原文と翻訳文というものが違ふというのとは明らかであるわけですね。その程度がどうなのかというだけの問題であります。数が少ないからいいではないか、そのようなことは許されません。間違いないというやり方、公正な特許が行われ、権利を与えるという観点に立つて特許庁長官としては特許行政を行っていくということとでなければ、あなたの責任は果たされないし、そのような無責任な態度、怠慢と申しますが、そういうものは必ずや糾弾をされることになるわけでありまして、もっと質問者が納得のいくような、理解できるようなお答えをいただきたい。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

法的に全面的に原文と照合する制度を設けました場合に、私どもの試算によりますと、現在の審査官の要員のほかに恐らく三倍以上の要員を審査官として配置しなければならぬかと考えます。これも単に人数だけではなく、よりございませんで、経験豊かな、また語学力の豊かな審査官を各部にそれぞれ配置をし、場合によりまして、特殊語彙につきましては特別の専門的な知識を持った者をそれぞれ各部に必要に応じて配置することをお考えなければなりません。私も、全件チェックを法的に義務づける、そして審査官が審査に当たって全部の明細書に書かれておりますものについて原文との照合をいたす制度にいたしますと、現状においてはそれは不可能であることを申し上げたいと思っております。

ただ、たとえば一つの考え方として、法律では全面的にチェックをすべきであるという形になつてはいるわけですが、実際は、やれる範囲と申しますか、あるいは気がついた場合だけにそれをやるといふようなプラクティスがあり得るかどうかが、これは理論的な問題としてあり得るかということと私ども検討いたしました。しかし、これは

そうなりますと、制度のたてまえと運用が非常に乖離することになるわけでございます。まずは法律の義務に対して違反ということになるわけでございまして、それを制度として認めるということとは妥当ではないというふうに考えておるわけでございまして。また同時に、結局全部はできないわけでございますので、できる範囲ということになります。審査するものとしないうものが出てまいります。そうなりますと、審査官の裁量の範囲が広くなり過ぎまして、公平性の担保に欠ける、こういうことになるわけで、私ども法的にこれを全面的に義務づけるということはとり得ないものと考えたわけでございます。

もとより、先生御指摘のように、私どももこういつた不一致がしばしばあつてはならないと思つておるわけでございまして、また、その影響につきましても異議制度を設けてそれが活用されないようございまして、やはり問題があるということとでございまして、運用面におきまして、これは制度とは別に、現行法のもとでできる範囲の可能な手段を用ひまして対処したい、こういうふうに考え、弊害除去については努力するつもりでございます。

○中村(重)委員 私の指摘に対してあなたの方から、「翻訳文が拡張されている場合の措置について」という資料を出しになっている。ここで「考えられる弊害」として「A+Bの国内公表を見た見かけ上の後願者が企業化、権利取得を断念」をするという問題点をお認めになつて資料を出しになつていらつしやる。

それから、運用の面において審査官が気づいた場合に原文と照合する旨を何か決定するようなことができないかどうかという点ですが、どういう運用をしようとするのか。そして法律上明定されているものをだれがやるのか。審査官というのは独立した権限を持つてゐる。あなたは審査官に対して、これはこうしなさい、これは疑わしいからこうやりなさいといつて指示をするのですか。法に明定されていないものを審査官がどうし

て自主的にそれをできるのです。明らかにしてくださいます。

○熊谷政府委員 いま審査官が原文との不一致に気がついたときの運用上の措置と申しますのは、第一は、関係者の注意を喚起するために、本体の出願にプラスしていわば見せかけの出願がなされ、翻訳文が出ておるその本人に対して、百九十四条によりまして必要な資料の提出を求めまして、その資料を確認いたしました。もしその中に不一致があると確認した場合には、その出願が公告されます際に、この公告には不一致な部分があるという点について何らかの表示を公報に掲載することを考えたいと考えておるわけでございます。

第二は、この見せかけの出願によりまして影響をこうむるであろう他の国内の出願、本願でございまして、これに對しましては、本人あての公告の送達書の中に、あなたの出願にかかわる他のかくかくの案件があるということが注目の注意書きを添付し、そういうことが可能であらう。これはその案件の処理に当たつて審査官が審査をした際の資料をそこに掲げるといふことは今日までもやっておるわけでございまして、その一環としてやることは可能であると考えているものでございまして。同時に、そのことにつづきまして公報に掲載することも考えてみたいと思つております。

第三番目に、できるだけ可能な範囲、中小企業の方々あるいは中小企業の団体、これはそれぞれ個別の業種ごとにこういった特許、実用新案の動向については常にウォッチをされておるわけでございまして、そういったところに、国際公開され、それが日本にパブリックとして参ります時期、これは大体二十カ月過ぎになるかと思ひます。国内で翻訳文が公表される前後ということになると思ひますが、その入り込んだものをJAPATIC等にその要約等を翻訳させまして、これができるだけ早く関係のそれぞれの業界にセレクトいたしました情報として流し、ウォッチをすることが可能であらうというふうに考えるわけでござ

が起るかにつきまして、先生と私との間で見解がなり見通しがちよつとそこをいたしておるわけでございますが、それほど多いケースにはならないし、またこの程度の措置で条約上も認められ、また実際の措置としても妥当である、全件チェックというのはいささか状態であるというふうに私は理解をいたしております。

○中村(重)委員 どうも理解ができません。なぜに全件審査ができないのですか。なぜにAプラスBというので、出っ張りをつくる道をわざわざ開かなければならないのですか。いかがですか。

○熊谷政府委員 これは国際出願でございますから、各国とも多くの原語でそれぞれの国に出願されるわけでございますが、国内でそれを審査し、権利を与えるのはやはりその国の国語でなされるわけでございます。その当初に出された、外国において受理された外国の原語ではございません。いま間違つた翻訳が出る根源を断つてということになりますと、原文だけによって審査をするということになります、また、原文だけを公表して公報として掲載をする、すべて原文をベースにやっていくということにならないとこの問題はいいけないことになろうかと思ひますが、実際上それでは審査もできませんし、また、国内への公報といひますか、公開の効果も外国の言語で行うといひたようなことも実際問題としては考えられないわけでございます。そういう意味で、どうしても翻訳文といひものはこの条約のもとでは各国とも当面を断つておきます。先ほど来るの申し上げておきますように、国内に公開されます二十カ月後速やかにその公開された翻訳文がそのものの根源といふことになるわけでございますが、それを断つてということになりますと原文に返さざるを得ないといふことになろうかと思ひわけでございます。これは現実的なプラクティスになり得ないものと承知をいたしております。

○中村(重)委員 いろいろ公開される、こうおっしゃるのだけれども、公告された公報といふのは、特許の範囲がどこまでかということとは明らかではないですね。あなたがおっしゃる通りに簡単ではない。

それから、原語だからとおっしゃるのだけれども、PCTに加盟をするという場合、この条約によつてちゃんと何カ国語と決まっておるでしょう。世界全部の言語といふことじゃないのだから、特許庁の審査官といふのは、いままで、このPCTに加盟をするといふことで、あなたの方はもうあらかじめ教育をしていられるでしょう。英語は全部できるでしょう。その他のたとえばドイツ語にしてもあるいはロシア語その他の言語にしても、相当教育をして今日に備えて、消化できるだけのことはもうでき上がっているんじゃないでしょうか。可能なんですよ。なぜにそれができないとおっしゃるのですか。世界全部の言語を知らなければならぬといふことではないんだから、そういう無限にすべての国の言語といふ形であつてはいけなから、可能な範囲がこの条約では決められている。その教育をやればいじやありませんか。やっているんじゃないやう。

○城下政府委員 お答えいたします。いま先生が、日本の特許庁の審査官はすでにそういった意味の語学の勉強をしているのではないかと、こういうお尋ねでございますが、実は私も特許庁内で仰せのとおり語学の研修を鋭意進めております。これは私もPCTに加入をいたしました際に、いわゆるミニマムドキュメンテーションと申しまして、国際的に共通の、世界的に共通に使うべき文献を読むための言葉の研修でございます。具体的には申しますと、英語とドイツ語とフランス語とそれからロシア語でございます。ただ、いま先生御指摘の、もし翻訳文と照合を行うといふことになりました場合に、この言葉と申しますのは、実はそれ以外にたくさんございまして、と申しますのはどういふことかと申しますと、国際出願いたしました場合に、出願できる外国と申しますのは、いわゆる国際サーチ機関がサーチの対象にできる言葉がつまり国際出願の言語と

して出願できますので、たとえばスウェーデンが現在のところ国際調査機関になる予定でございますけれども、そういう場合に、スウェーデンの特許庁がサーチできる言葉、サーチしようとしている言葉、たとえばスウェーデン語であるとかあるいはノルウェー語であるとか、そういった言葉が今の度の翻訳文の言語として入つてまいります。そういった言葉は、実は特許庁の私も審査官といひましては、いわゆる特許文庫のサーチのための語学研修としては現在そういった研修は行つておりません。以上でございます。

○中村(重)委員 それだけのことじゃないでしょう。これは百八十四条の十四といふことによつて、異議の申し立てがあつたらば今度は原文の審査をしなければならぬんだから、それだけの能力がないとやれないでしょう、そういう異議の申し立てがあれば、そのための教育はしてないのですか。ただ単に文庫を見るだけのことでですか。そんな無責任な答弁をしてはいけませんよ。それと、言語がもう決まっていますのだから、大体幾つになつていられるのです。何カ国語といふことに条約はなつていられるのですか。五カ国語ぐらいでしょう。

○熊谷政府委員 五カ国語でございます。日本語、英語、ドイツ語、フランス語、ソ連語でございます。

○中村(重)委員 だから、それだけの教育は、PCTに加盟をするといふことによつて実際は教育をしていられるんじゃないか。先ほども申し上げたように、異議の申し立てによつて原文を審査をするといふ場合にはやらなければならぬのですよ。だから、翻訳によつて審査請求があつた、そして今度はその翻訳が出るわけだから、その翻訳によつてやるといふ場合と異議の申し立てによつて原文を見なければならぬといふ量的の違ひだけなんだから、だからそれだけの教育はしておかなければならぬんだから、やっていると申すのは、現在の特許庁は、審査官は千人程度いるんですよ。どの程度出願があるといふふうに見てい

るのですか。なぜにできないのかといふことを、むずかしいです、困難でございますと言ふだけではなくて、こういうことだからだめなんだと言つて、あなた、余りたくさん答弁を長々となさるものだから、その答弁を頭の悪い私はみ込むことができない。端的に質問しているのだから、わかりやすいように端的に答える。いかがですか。

○勝谷政府委員 先ほど私も公開と申しました言葉は、先生のおっしゃる公告とちよつとあれでございますので、恐縮でございますが、補足説明をさせていただきますと、実はAという国際出願がございまして、そのAという国際出願が、先生おっしゃるようにBといふことをつけて翻訳してきた、その翻訳してきたものは、実は国内で公表されます。これを公開と申しますが、国内で公開いたしましたものはAではなくて、AプラスBで公開されるわけでございます。その公開をされたもののうちの半数は、そのままで国内に下がつて七年間続々わけでございますので、これは先ほど先生のおっしゃつた、審査官がやれとおっしゃつても、全然別の組織が必要であるときつきから答えているわけでございます。その残りの五割についてどうするかといふ議論でございますが、これを法律で必ず見るといふ規制をするか、法律で必ず見るといふことにするか、見るときだけ見るような法律をつくるかといふことになるわけでございます。このうちに、先ほどから私も見られるものだけ見る体制をとらうではないか、その見られるものだけ見る体制は、一つは異議があつたら必ず法的に見出す、そうではなくてたまたま気がついたものは運用としてやる、こういうこととございまして、御了承賜りたいと思ひます。

○中村(重)委員 公開をされたといひても、私が指摘したように、結局それは特許の範囲といふものがどこまでかといふことを明らかにしていくためには、原文を見る以外にはないといふことだけは変わりはないわけだ。そこでまた、いまあなたは見える範囲だと言

う。長官の答弁と少しニュアンスは違ふのだけれども、意味するところは同じなんだ。だから、結局異議の申し立てがあつたときだけだ。異議の申し立てというところが簡単に考えられてはだめですよ。異議の申し立てをするまでにはどういふ事態が起こるかという弊害を私は先ほど申し上げたのだから、その私の指摘がなくても、あなた自身はもうおわかりになつていらつしやるのだ、特別に聡明だから。なおわかつておられる。わかつておつて無理を押し通してこうとしている。いわゆる便宜主義を押し通してこうとしている。われわれは、立法院としてそうはいかないのだ。あなた方は、特許庁ということで、経済的な関係とかいろいろなことがあるだろう。だから、できるだけ便宜主義をとつた方がいい、簡単にした方がいい、異議の申し立てをしないものだったら大した抵抗は持つていないのだろう、そう都合のいいように解釈してはいけぬのだ。

異議の申し立てをする人は、異議の申し立てをするだけの力、能力、資金、自信、そういうものがある。異議の申し立てをし得ない人というものは弱い人なんだ。そういう人たちが今度は犠牲にされてくるのです。いろいろとサービスをしたしますと長々と特許庁長官は答えになったのだけれども、そういうことがなかなか消化ができません。いかに問題があるのですよ。だから、やろうとすればできるのだから、また、やることが一番正しいのだから、権利を保護する、公平の原則、憲法の財産権、そういったようないろいろな点から、特定のものに限つて審査をするというあり方というのは正しくない。いままでどおりおやりなさい。AプラスBなんて特別のものをつけ加えるのはおやめなさい。括弧書きで制約することもおやめなさい。これが憲法を守り、特許法の精神に沿ふことである。権利を守ることにつながるのだから、そうしなさい。

ほかの問題は、若干人が必要であるならばふやしなさい。これが一番正しい公平な特許行政でなければならぬと私は考える。私が指摘しているよ

うなことは、むしろ権利の侵害になる、公平の原則に反する、そうしてはいけぬのだという、私が納得するような答弁をされる必要がある。便宜主義を一步も出ないようなそういうことで、私に引き下がれと言つてもそれは無理なんです。そうして、さつきから申し上げているように、あなた自身でお出しになった資料で問題点を指摘していらつしやるのだから、気づいていらつしやるのだから、それをひとつ適当なところでやろう、こうしているのだから、それで私に納得しろつたつて無理じゃありませんか。知らせなければそれは文句の言ひようがないのだけれども、わざわざサービスをしていただいて、こんないい資料をお出しになつてゐるものだから、これを目をつぶつて見過ごすわけにはまいりませんよ。

○勝谷政府委員 資料をつくつて長官に御進講した立場から、資料の趣旨についてあわせて説明させていただきます。

先ほどからくどくどと申し上げて恐縮でございますけれども、Aが本願であるにもかかわらず、AプラスBという、Bのこぶをつけて翻訳をして出してきたものが国内に出てくるときに、先生の御意見を貫くためには、ここにございませうに、こういう弊害がございまして、長官が先ほど申し上げましたように、AプラスBは間違ひであるというところを、AプラスBは間違ひである必要がある。これは審査じゃない、審査の段階でやるのではなくて、何か翻訳センターのようなものをつくりまして、翻訳文と原本とをすり合わせまして、公表されるものはすべてAに等しくございがないものにしなければ、先生の御趣旨が貫徹ないというところでございまして、そのような方法は、先ほどからくどくど申し上げておりますように、PCTの本来の趣旨に反してこのようなことをしてまで入るのならば、むしろいままでのパトリールの方がいいのではないかとということを申し上げておるわけでございます。

○中村(重)委員 そんなことはありませんよ。P

C Tに加盟するというのとはそれなりに便利なんです。だから、あたりまえな、公平な、公正な審査をするということが、誤訳なんというものをしないようにするということがPCTに加盟する意義を失うのだ、そんなばか話があつていいですか。PCTに加盟をするということはそういうものであつてはならないと私は思う。人の権利を侵害して紛争を引き起こして、強い者だけを守るためにPCT条約というものはできたのですか。そうじゃないのでしょうか。あなたは、悪いことだけを、自分の都合のいいようにならなければPCTに加盟をする必要はないのだ、そんなばかげたことを考へてはいけぬ。

それは、あなたはこれから出世をしていかなければならぬのだから、みんながなるほどなというふうになつておられるようなことと、無理やりに原案を押し通そうというやうなことで、何を言つても耳に入れない、ただ言いわけだけをして逃げていつて、原案を通すのだ、そういう考へ方ではなくて、やはり立法機関というものがあつて、それが不可能なら、さつきから私は何回も言つてゐるわけなんだけれども、これだけの出願があります、件数まではまだはつきりおつしやらないのだが、あります、特許庁の審査官はこれだけおられます、そして外国語にはこれだけ通じておりますが、こういうことでどうしてもだめなんだあります、何らかの制約、制限をしなければならぬ、こういうことなでございませう、こういうやうな納得のいくやうな説明をちつともなさらないで、不可能です、できないのです、そういうめんどくさいことをするのだったら、全件審査なんかやるのだったら、PCTに加盟をする必要はないのです、そういうことでは、立法機関にオーケーをさせようというのは無理じゃありませんか。

○勝谷政府委員 翻訳文を原文と正確にチェックする、法的にこれを義務づけるという前提で考えました場合に、双方につきまして内容を完全に把握した上でこれを照合するということになるわけ

でございますが、私どものプラクティスの中で最もポピュラーな英語につきまして具体的に検討いたしました結果でございますが、同量の、また同じ内容の日本語に比べまして、少なくとも三倍程度の負担になるのではないかと考へております。ドイツ語、フランス語さらにはロシア語、あるいは将来スウェーデン語が出てまいりました場合には、一層この負担が大きいのではないかと考へております。したがって、これらのための要員を計算いたしますと、先ほど私申し上げておりますように、恐らく百人を超える審査官が新たに増員されなければいけぬやうな状況になるのではないかと、これが私どもの検討した作業の一つの結論でございます。

だからといって、本件につきまして先生がおつしやつておられますように、私どもの今度提案しております措置がいわゆる便宜の措置であるとは考へていないわけでございます。これはいま先生がおつしやつたやうな完全な法、これが理想的なあり方として私はもとより否定するものではないと考へてゐるわけでございます。しかし、私どものとりまき措置も、PCT加盟に伴う工業所有権の取り扱いに關します措置といたしましては、決して単なる便宜主義といつたことで措置してゐるわけではございませんで、こういった方向で十分公平な形での保護がでけると考へておるわけでございます。ただ、冒頭先生がおつしやいましたように、公告になるまでの間にたまたまわかつたものについて、私ども運用の面でかくかくのことがございませうというのを申し上げました。これは新しい制度とは一応別でございますが、現行法の範囲内におきまして許す範囲での運用上の配慮ができるわけでございます。その点、何とぞ御理解を賜りたいと思つております。

○中村(重)委員 端的に聞きますが、公告というのは公に正確にその内容を明らかにするというところにあるんじゃないか。いかがです。

○熊谷政府委員 そのとおりでございます。

○中村(重)委員 そうすると、誤訳を含むということは本来の趣旨に反することになりませんか。

○熊谷政府委員 これは望ましい形ではないわけでございます。

○中村(重)委員 望ましい形でないものをなぜに押し通さなければならぬのですか。そういうような原文不一致の部分があるまま残るようなことでは、特許庁の審査そのものの信頼を失うことになりませんか。大臣、これはあなたも理解されていると思うけれども、いま議論を聞いておつてどうお考えになりますか。

○河本國務大臣 いま議論しておられるところが今度の法律の一番大事な点でございます。繰り返して長官と納得いくまで議論していただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 もともとこういう見せかけのものが権利という形で出てくるということが望ましいはずがないわけでございますが、そういう原文と翻訳の不一致というものはもとあるべきじゃないし、ないという考え方が基本にあるわけでございます。仮にそういうものが出てまいりましたもこれはレアケースであり、また、それは直ちに異議申し立てによりまして職権による取り消しということになるわけでございます。もし、先ほど申しましたように、これを法的に義務づける対象として、異議申し立てを待つということに限らずに審査の中で気がついたときにやる、あるいはさらにさかのぼって当初に全件を照合するということも法的に義務づけるというところは、現在の私どものプラクティスとしてはできかねる、こういうふうにお考えおるものでござい

ます。

○中村(重)委員 できかねる、やりたくないという事です、正直にあなたの腹を割ればね。それから、そういう原文と翻訳、それが公告の段階で誤訳というものがあつてはならない、あるべきではない、あるから問題なんです。あることを予想するから、百八十四条の十四で異議の申し

立てという道を開いていらつしやる。あなたは、あるからこういう資料を出しになった。だから、こういうようなサービスをいろいろやって、全部法律で全件審査をするということではなくて、いろんなことをしてやろうと思ひます、こう

言う。しかし、いろんなことをしてやろうとするが、法律に明定がないから、問題はそのまま問題として出てくるということですよ。異議の申し立てというのは、先ほど申し上げたように、簡単にできるものじゃない。また、異議の申し立てをやるうとする、大企業はいろんな手段を通じてこれを押しつぶそうという態度をとってくる。

それと、異議の申し立てをするのにどのくらい金がかかると思つていらつしやる。計算しているでしよう。その分も答えてください。莫大な金を人から権利を侵害されてなぜに使わなければならないのですか。

○熊谷政府委員 異議の申し立てには、五万円の資金が必要でございます。

○中村(重)委員 冗談じゃないよ。それは印紙代何か要するんだつたらその程度だろうけれども、私の調査によると、五十万から百万程度の費用がかかると言われている。いろんな調査をやらないければならない。そんな簡単なものじゃない。だから、あなたのも不正確、私のも不正確で、何かそこいらでだれかに書いてもらふ金は五万円か幾らかあるかもしれないけれども、それをやるまでにどれほどの手数がかかると思ひますか。

それと、あなたの方では、異議の申し立てとかなんとかという形になる前にいろいろサービスをやって、また審査官に審査をさせて、未然にそれを防止するようにすると言ふだけども、そういうたようなことを審査官に求めるというものは無理なん、先ほど最も早い時間のときに質問したように、そういうことをどういう方法でやるのですか、それに対して明確なお答えになつていない。

ともかく審査官というのは、私は独立した権限を持つていると思う。このようならならぬことを、いまあなたが考えているようなことを審査官

に求めて、しかも不見識なやり方を審査官に期待するということ、審査制度、審査官そのものに対する冒瀆だと私は思ふ。もつと法律の上にのつとつて、本当に公正に自信を持って審査官が審査に当たる、そういうようなことをおやりになるといふことが当然ではありませんか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

私も、今回の措置が、審査官の独立性はもとよりでございますが、りっぱな審査を行うということをお否定するといふことも考えておりません。私も、審査官が従来も大変努力をしておつておられますし、また国際的にも評価をされておりますことに誇りを持っておるわけでござい

ますが、今後この審査の質の向上にゆいては大いに努力をすべきものと考えておるわけでござい

ます。先ほど来るの申し上げておりますように、今回の異議申し立てを待つて処理するということとは、従来のいわゆる審査主義というものを否定するものとは考えていないわけでございます。従来

の審査は、従来どおり、国内どおり日本語で審査をするというところになるわけでございます。原文との不一致の問題に限りましては、これは異議申し立てを待つてということでございます。それに

ついては、審査官は、その異議の申し立てがあつた部分について原文と本文とのチェックを行うというところになるわけでございます。だからといつて、これが審査官の従来の地位をいささかなりとも低下をさせるものとは私は全く考えていないわけでございます。その点、御了承賜りたいと思ひ

ます。

から、その大原則をいろいろ理由づけをやつて抑えていこうとしていることは、やはりそれは審査制度そのものの否定につながります。そして私が申し上げたものもろもろの問題が起つてくる。その問題が起らないことについて、起らない

いでありましよう、起つてはなりませんといふことを言葉ではお出しになつたけれども、先ほど来私が何回もあなたに申し上げたように、お認めになつてゐる。そういう資料もお出しになつていらつしやる。あなた自身も問題が起るということはおわかりになつておられる。だから、そういうことは改めなければならぬ。

審査官が一千名いる。そしてやはり各国語に、少なくともPCTに加盟をした場合に、その決まつておるところの言語というものを消滅し得るぐ

らゐる能力というものは持つていらつしやる。また教育をしていらつしやる。そして出願件数は、私の調査によると約一万件と云われてゐる。現在審査官が年に三十件ぐらい審査をしておられる。千人の審査官、一万件の新たなPCTに加盟することによつて出願があつたからとて、これを消化し得るだけの能力はあるではありませんか。それをあなたの方では制限を加えていこうとすることは絶対に納得できるものではありません。通産大臣から、一番問題点なんだから実はそこは十分やつてくれ、これは大臣として正しい態度であると私は考えるのであります。

ところが、私に与えられた時間は一時四十一分から二時四十一分まで、こういうことで、もうすでに四分超過をいたしましたから、本日はこれで質問を一応終わらなければならぬ。同僚諸君に迷惑をかけますから、これで終わります。納得のいくようなお答えでありませんでしたから、十分ひと

つさらに勉強をしていただいでお答えもいただきましようし、こたわらないで、改めるところは改める、院の意思に応じてそれに対応していくとい

うような態度をおとりになることを私は期待をいたしたいと思ひますが、最後に、通産大臣からひとつ御見解をいただきたいと思ひます。

とつ御見解をいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 私も質疑応答を聞いておりましたのですが、やはり長官が言っておることが一番現実的じゃないかと思ひます。でありますから、私は長官の言ひ分を支持をいたします。

○中村(重)委員 大臣、あなたは通産大臣として、それは自分の所管で、実はあなた自身がこれをお出しになつていらつしやる、特許庁長官が責任を持つて答弁をしてはいらつしやるのだけれども、だからあなたがこれを否定するといふようなお答えをいまだにだすといふことは私も考へてはいなかつたが、それにしても、いまの質疑応答を聞いておつて特許庁長官の答弁がどうも一番現実的だ、あなたからそのまでの答弁をいたしたくは思ひませんでした、私はあなたを高く評価をしてゐるから、これは大臣、そういう答弁ではあなたの見識にかかれますよ。今後十分御意見を伺ひましようし、また長官からもさらに説明を受けることにします、十分ひとつ国会の中で議論を尽くしていただきたい、先ほどの答弁は足りつぱなだけども、いまの答弁はちよつといただけないです。もう一遍やり直してくれませんか。

○河本國務大臣 まあ繰り返すようですけれども、いま議論されておりました点がやはりこの法律の一番の中心点だと私も思ひます。しかし、私どもはよく打ち合わせをいたしまして原案を提出したわけでございますから、何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○野呂委員 玉城栄一君。

○玉城委員 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案について質疑を行つたわけでありますが、その前に、ちよつといひ機会でありまして、最初の特許行政に關連をいたしまして、沖繩県の問題について、二点お伺ひしておきたいと思ひます。

御承知のとおり、沖繩県が本土復帰をいたしまして、来月五月でちょうど満六周年になるわけでありまして、しかしながら、沖繩の場合は、戦後復帰までの間二十七年、本土との行政分離がされておりましたために、特にこういう特許制度ある

いは商標、意匠あるいは実用新案と申しますか、こういうことについてきわめてなじみが薄いわけでありまして、したがひまして、現在の時点でもこういう問題に關連をいたしましてトラブルが起きております。したがひまして、まず最初に伺ひておきたいのでありますけれども、特許庁とされておきまして、これまで六年間沖繩に対して特許行政の面でどういふ行政指導をなされてこられたのか、そしてまた、今後どういふ指導を、あるいは制度等の周知徹底と申しますか、そういうこと等につきましましてされようとするのか、まず最初にその点をお伺ひしたいと思います。

○小林(慶)政府委員 お答え申し上げます。

先生ただいま御指摘のとおり、特許行政はますます複雑になつておりました、それに対する特許情報の要望がきわめて強いものがございまして、特に、先生御指摘のとおり、沖繩県につきましましては復帰後日も浅いわけでございますから、その重要性も一段と高いことであるかと存じます。

そこで、これまでその点に關してどういふ施策を講じてきたかといふことを申し上げますと、まず第一に、沖繩の本土復帰に伴ひまして各種の特許措置法がつくられたわけでございますけれども、その中に工業所有権に關する暫定的と申しますか、移行に伴う手続を決めた、それに先立ちまして、沖繩の方に調査団を出しまして各種の調査を行つたわけでございます。それから、復帰後につきましましては、工業所有権の説明会、これは一日特許庁と申しておられますけれども、これを本土復帰に伴ひ、四十七年から四十九年の間に毎年開催をいたしておりました。それから、その他昭和五十一年には審査基準の説明会等を開いております。

御案内のとおり、沖繩の総合事務局に通産産業部といふのがございしますが、そこで沖繩県の職員に對しまして、いろいろの工業所有権行政の指導をやつていただくために必要な研修を四十八年以降毎年実施しております、一、二名参加をいたしておるわけでございます。それから、これは各

通産局でやつておりますのと同様でございますけれども、通産産業部に公報を置いておりました、その閲覧体制をとつております。以上が役所関係で実施しております。

その他啓蒙協会といふ団体がございます。これは東京に本部がございしますが、各県に支部を置いておりました、工業所有権に關する普及活動あるいは相談業務、紛争のあっせん業務といふようなものをやつておりますが、沖繩県につきましても復帰後四十八年五月に支部を設けて、以来各種の啓蒙普及活動をやつております。たとえば發明相談、これは支部の事務局で常時無料で実施しております。それから、いろいろの説明会とか發明展の開催のほか、情報提供といたしまして、たとえば沖繩県の工業連合会発行の「沖工連ニュース」といふものがあるわけでございますが、それから琉球新報といふ新聞に工業所有権關係のニュースを適宜あるいは適時に掲載しておるといふような仕事を実施しております。

なお、今後とも私もいたしましては地元の御要望をよく伺ひまして、沖繩の特殊性を十分勘案して、これら現在やつております普及啓蒙活動をさらに強化したいと考えております。

以上でございます。

○玉城委員 ただいまの問題に關連をいたしまして、もう一点お伺ひしておきます。

最近の例であります、沖繩の伝統産業の一つであります泡盛の代表的な銘柄がこちらの業者によつて登録をされてしまつた。あつてまして、地元の方では現在異議申し立てをされている最中であるわけですが、その状況につきまして特許庁の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○小林(慶)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の「瑞泉」でございますが、最初に先生経過から申し上げますと、これは非常に長い歴史があるわけでございます、まず、商標法の方からまいりますと、大正八年の六月に奈良県の河合さんという方が酒類といふことで「瑞泉」といふ商標を出願されて、これが

大正九年の一月に登録になっております。それから、その後この奈良県の「瑞泉」といふ商標は逐次更新を受けて、戦後まで存続しておつたわけでございます。

それから、昭和四十一年になりまして、これとは別途に、やはり本土の鳥取県の高田という方でもございまして、同じ「瑞泉」といふ商標をやはり酒類で申請されたわけでございます。これは商標法のたてまえといたしまして、同じ商品分類、商品区分につきまして二つの商標があるといふことは法律上あり得ないこととございまして、したがひまして、このままでは鳥取県の高田さんの商標は登録を受けることができないわけでございます。瑞泉といふ商標の取り消し審判を請求されたわけでございます。この取り消し審判といふのはどういふものか、簡単に御説明いたしておきますと、商標権者が商標を持っているにもかかわらず権利の上に眠ると申しますか、使用しなかつた場合はこの取り消しの審判を請求できるといふ規定が商標法にございまして、奈良県のこの「瑞泉」といふ商標は、その後調査した結果使用してないといふことがわかりました。そこで結局、最近でございますけれども、去年の、五十二年の一月二十日に奈良県の「瑞泉」といふ商標の登録が取り消しになりました。

それで、それを待ちまして、今度は鳥取県から昭和四十一年に出願された「瑞泉」といふ商標を審査官が公告決定をしたわけでございます。公告決定と申しますのは、審査官が審査した結果特に異議がなければこれを権利にしてもいいということとでございますが、この段階になりまして、五十二年の十二月に沖繩県の瑞泉酒造から異議の申し立てがございました。そこで、これはただいま特許庁といたしましては担当の審査官がこの異議を審査している段階でございます。したがひまして、この両者の意見を十分に聞きまして、關係の調査をいたしまして、この異議についての結論を出すということになるのじゃないかと思ひます。

経過は以上でございます。

○玉城委員　ただいまの問題は一つの例でありま
すけれども、冒頭に申し上げましたとおり、い
わゆるこちらの法律あるいは制度についてのなじ
みが薄いという点から、御承知のとおり沖繩はい
ろいろな伝統、特殊なそういう物が多いところで
ありますけれども、最近こちらの業者がどんど
ん出願をしまして、結果として、あわてて地元の方
ではしても間に合わない。そして高い使用料をこ
ちらの業者に払って、実際自分らが従来使って
いたものがそういう形になっているというケースが
すでにあるわけであります。こういうことはやは
り長年の行政分離に伴う一つの問題であるわけ
です。したがって、この点については長官とさ
れまして非常に重要な関心を持たれて、制度とか
け離れて、なじみが薄いという点から力を入れ
て、いろいろな関係業者に対する指導、啓蒙、そ
ういうものもされなくてはならないと思いま
すけれども、長官の考え方をお聞きたいと思いま
す。

○熊谷政府委員　商標法等の工業所有権に関する問題でございます。私も、それが不正に使われ、あるいは乱用されるというような弊は極力防止しなければなりません。関係情報周知方について、先ほど来先生御指摘の問題について今後とも一層努力をする考えでございますが、また権利の乱用といえますが、地元の名前が使われるとか、そういった問題等につきましても、この六月から開始いたします使用義務のチェックの実施等によりまして、かなりの防止ができるのではないかと思います。なお十全の努力をいたしたいと考えております。

○玉城委員 法案の質疑を行いたいわけでありませんが、この特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案、いわゆる今回のPCT、特許協力条約へのわが国の加盟に伴う国内体制の整備についての新しい立法要請になっておるわけであります。現在、国内法としましては特許法もあるわけです。したがって、この特許法以外にこうい

う新しい法律を独自につくらなければならぬという理由を、もう一回明確に、基本的な問題として御説明をいただきたいと思います。

○熊谷政府委員 お答えをいたします。

この国際特許協力条約によりまして、從來なかつた制度、つまり国際出願という制度が設けられたわけでございます。従来、外国への出願は、日本の人が出願する場合には、それぞれ直接相手国へ出願をするということとございまして、逆に言いますと、日本の特許法は日本の国内に関する部分だけでございます。今度の条約では、外国へ出す出願について新しく国際出願という制度を創設することになりますので、国内だけをやっております特許法とは別に、条約に基づく実施法といったしまして、本則でこの国際出願に關します諸規定を設けまして、附則におきましては、これに關連しまして国内の特許法等あるいは実用新案等々に修正を要する点が出てまいりますので、それは關連しての修正として、附則でそういう規定を設けておるわけでございます。やはり国際出願をする方々の便利という点を考え合わせますと、これが最もいい形ではないか、こういう判断で出したものだと思います。

○玉城要員 従来のパリ条約ルート、それから今回のPCT加盟による新しいそういう国際出願という形が出てくるわけでありませうけれども、今回のこういう新しい体制になりまして、有利な点は午前中からも多々御説明もありましたけれども、やはり今度は逆の面から申しまして、不利な面もあると思うわけでありませうけれども、その点、皆さん方としてはどのように考えておられるのか。新しいPCT加盟に伴いましてこういう新しい国内法を整備をされる、しかし、そのことによつてわが国の出願人あるいは産業界にとりまして不利と思われるような点はどういう点であるのか、お伺いをしたいと思います。

○熊谷政府委員 先生御承知のように、このPCルートが新しく創設されるわけでございますが、従来のパリ・ルートを排除するものではござ

いまして、出願人の選択によりまして、従来のパリ・ルートを利用した方がよいと考えればそれはそれでいいわけでございます。したがって、たとえば外国出願を一国だけについておやりになるという方は、あるいはその方が有利であるかもしないかと思えます。私どもの計算では、大体三カ国以上の国に出願をしようとする方々は、このPCTの方が、たとえば出願手続に当たりまして一本化いたしますので、諸費用が安くなるという点がございまして、また、国際サーチレポートが作成されまして、それによって先行文献が発見されますと出願を取り下げるといったようなことによりまして、従来ならむだに投資した費用がなくなるともございまして。これはやはり多数の国に出願する場合にPCTが有利であって、一カ国というような場合には従来ルートがいい、大まかに申し上げますとそういうことかと思えます。

なお PCT 条約に入りますと何かデメリットはあるかというお話ですが、私どもは、デメリットは何も考えられないのじゃないかというふうに考えておるわけでございまして、国際的な協調としても、また プラクティスの面におきまして、これは望ましい制度であって、デメリットはないのじゃないかというふうに考えております。

○玉城委員　午前中から質疑が集中しております。附則の百八十四条の十四、原文そして翻訳文の不一致の問題は、これは後ほどまたお伺いしたいわけでありますけれども、こういう特許制度の国際化と申しますかに伴ひまして、どんどん外国のいわゆる多国籍企業と申しますか、そういうところのわが国への進出に対して、こういう制度ができることによって非常に無防備の状態になってくる可能性があるという懸念があるわけでありますけれども、その点についてはいかがですか。

○熊谷政府委員　先生御指摘でございますが、無防備になつて弊害が発生するのではないかというふうには私どもは考えていないのでございまし

て、先ほども申し上げたかと思いますが、日本の産業技術がこの十年ぐらいの間に大変な実力と申しますか、進歩を遂げております。海外から出願が容易化されて、それによつて国内が影響をこうむるといふのは、以前におきましてはそういうことも懸念はされて、たとえば自由化問題等に対する対策等が講じられたわけでございますが、技術を主といたしますこの特許の分野におきましては、そのような点はないかと思ひます。

輸出と技術輸入の実態を調べてみますと、十年ほど前におきましては、これは明らかに技術導入の、つまり対外支払いが圧倒的に多うございまして、今日においても過去のロイアルティー支払いという形で残っておりますわけで、約七億ドルぐらいの支払いになっておるわけでございます。収入は二億ドル程度、つまり輸出に該当する分でございます。なおギャップがあるわけでございますけれども、昭和四十八年ごろからこれは逆転いたしました、日本の技術輸出、この方が技術輸入よりも受け取りが多くなっております実態でございます。従来の継続分、つまり過去の高度成長期において導入した技術に対するロイアルティー支払いがなお今日続いておりますが、新しく技術を輸出していくというものだけを取り上げますと、昭和四十八年から毎年技術輸出の方が技術輸入を上回って出ているわけでございまして、これは日本の国際競争力がその辺あたりから確実に強くなっているということを物語っているのではないかと実は私は考えておるわけでございます。

工業所有権は國際的な性格を持つておるわけで、それぞれの国において、その工業所有権の保護を通じ技術の進歩を図るという國際的な取り決めでそれぞれの国が寄与を受けておるものと私は考えておりまして、一方面的に、たとえば今回のケースで日本の關係業界に、このPCTルートを活用しました出願によりまして混乱が起きるような事態というのは、私は懸念する必要があるのではないかと、こういうふうに考えております。

してどういふふうに出る効果が出てきているのか、その点を御説明いただきたいと思ひます。

○熊谷政府委員 この事業は一昨年からやっていますのでございますが、現在、五十年、五十一年、五十二年と、出願の件数は約三十三万件から四万件という水準を維持しているわけでございます。従来のように急激な伸びはとまっておりますが、もとよりこの原因の一つは、やはり最近の不況を反映いたしまして研究開発に対する投資が少なくなつた結果というふうなことも若干あるかもしれせん。また、この出願適正化の効果はあらわれてきたんじゃないかという見方、これは私も最近の判断としては効果がかなり出てきたんじゃないか、こういうふうには判断いたしておりますが、出願の伸びが、この適正化事業によつてどの程度出願が適正化されたかという定量的分析はなかなかできませんので、明確にはお答えができませんのでございます。

○玉城委員 いま明確なお答えはできないということ、従来一昨年から行つております特許庁の出願適正化行政指導というものの効果があらわれていない、実態的な数字の上からいいますと、急激な伸びはとまつてはいつても、やはり三十四万件という出願件数が大量に出てきておるわけですね。それは現在の状態で、先ほども御説明ありましたが、自分の方が出さなくたってほかの方が出しちやえば、これでむしろ防衛的に、公告されない前に自分の方をどんどん出さなくちやならないという、そういう結果も中には要因としてあるわけですね。したがつて、やはりそういう点についてのきちつとした行政指導と申しますか、関係者への適正化事業というのを行つておられるわけですから、その辺ももう少しパンチのきいた形で、具体的に出願する側がこれはむだなのかむだでないのかという判断をする基準というものを設定し、それを公表するということがどうなんですか。

○熊谷政府委員 私、先ほど定量的につかまえることがむずかしいということを申し上げましたの

ですが、私も五十一年から今日までの努力によりましてコンタクトを続けてきております中で、各企業側の対応が非常に活発になりましてきております。これは企業側としても、一つはみずからの技術を評価し直す、その上で出願をするという態度は、そのまますかのほりですと、企業内におきましてせつかくやりました研究投資が出願してもむだになるというところにつながるわけでございまして、企業側としてもこの評価をきちんとして社内に確立し、特許管理を強化しなければならぬ、それが企業の企業戦略としても非常に重要な問題であるという認識がこの接触の中で非常に明らかに変わつてまいつておりました。私も、この事業の、定量的にはとらえられませんが、非常に効果が上がつてまいつておるといふふうに認識しております。

いま先生がおつしやいましたこととの関連におきましては、一般に周知されておるいわゆる慣用技術というものがございまして、その社においては知らなかつたが、その他の分野ではもう公知されておる、あるいは慣用になつておるといふことを知らない企業がございまして、こういったものを周知慣用技術集というものをまとめて、特定のそれだけの業界にそれを提供する、で、それを基礎に各社はこれはもう公知になつておるから出願してもむだであるというものがはつきり認識できるようになつておるわけでございます。

それから、特許情報に関するいろいろなサービス、先行技術あるいは先願があつたかどうかの調査につきましては、財団法人日本特許情報センターというのがございまして、ここを通じていろいろなサービスを受けることもできるわけでございます。そういうことを通じまして、先生御指摘のような問題につきましては、私もさらに心がけて努力をいたしたいというふうに考えております。

○玉城委員 まあ繰り返すようでありますけれども、出願されて特許されるのが五〇%というふうなことで、適正な出願をさせようということの特

許庁としては一昨年から努力をしておられる、こういうことであります。長官がおつしやいましたとおり、その出願の適正化事業というものが正當な発明活動を抑制する、そういうふうなことではもちろんないわけでありまして、やはり整理できるものは整理する、そのためにやはり特許庁とされて明確にその基準をきつと示していくというところは、これは非常に大事なことであると思つておられます。これは非常に大事なことであると思つておられます。これは非常に大事なことであると思つておられます。これは非常に大事なことであると思つておられます。

そこで、これは午前中にも質疑が出ておつたわけでありまして、出願人自身が事前調査できる審査資料の公開あるいは資料館あるいは公衆閲覧設備の充実ということにつきましては、これは大臣のお答えもありまして、新庁舎の問題、あるいは小さいスペースであつても工夫して能率的に効果の上がるような体制にすべきではないかというふうなお答えもあつたわけでありまして、これはやはり出願適正化という行政指導を行う以上は、それに相伴つてこういう体制が十分裏打ちされていかなければ実効はないのではないかと思つておられます。改めて長官から、これは私も伺いましたけれども、現在のスペースというのは諸外国に比べて小さいわけですね。これはこのままではよくはないわけでありまして、今後の考え方、計画をお伺いしておきたいと思つておられます。

○熊谷政府委員 これからのPCT加盟を契機に、一段と良質な閲覧体制、庁舎問題等に対しまして、また資料の管理といった問題がますます重要になつてまいらうというふうに考えております。庁舎につきましては、先ほど大臣から今後の方針につきましてお話しがございましたわけですが、私も、やはりこの少ないスペースの中で工夫をいたしまして、資料管理のあり方等についても努力をいたしたいというふうに思つてい

るわけでございます。

この問題とも絡みますが、現在の資料館の公衆閲覧サービスが、施設が狭いために、いろいろ民間からもっと広げてくれという声も現実に出ておられるわけでございますが、こういった要望にこたえるために、庁内に、資料館政策と申しますか、こういうものを将来に向かってひとつ見直しをやり、検討しようというプロジェクトチームをつくつて、現在取り組んでおるところでございます。今後改善すべき政策を立て次第、逐次実行してまいりたいと思つておられるわけでございます。

また、情報管理、特に特許情報が今後ますます膨大化してまいります中で、先生の御指摘になつた出願適正化の際に、先行文献があるかといふことが民間でわからないという面があることは確かでございます。これは日本特許情報センタを中心として、民間に対するそういう先行文献、先行技術に対する調査に関するサービス強化、拡充をしたいと思います。また、この特許情報センターは発明協会と業務提携をいたしておりますが、これは全国各府県に支部がございまして、その閲覧体制の強化にもつながることにするわけでございます。また、もとより特許庁本体といたしまして、全国の図書館等に対していろいろサービスを提供するわけでございまして、御指摘の点は私もかねがね重要な問題として自覚している問題でございまして、今後とも努力をいたしたいと思つております。

○玉城委員 ただいまの問題は、先ほどから論議が集中しております。いわゆる百八十四条の十四の問題で、原文と翻訳文の不一致の問題で、あの法定化されたものがそのとおり実行されていくべきでないか、これからの委員会の審議にかかつてくるわけでありまして、たとえそうでなかつたにしても、そういういまおつしやるような点は本当に力を入れてやつていかないと、今

後対応していけないのじゃないかという感じがするわけであります。

次に、この問題もちよと午前中にしたわけでありませうけれども、中小企業にとって特許制度の活用というものがその基盤強化、発展の上で重要な要素の一つである。したがって、今回のPCT加盟に伴って中小企業の対外国出願の高まること予想される。しかし、その出願費用の負担は、中小企業にとってはかなりの重荷となるわけでありませう。従来のPCTと今回のPCTとは、この点でかなりの関係の費用の負担の違ひといふのはどういふ違いがあるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○勝谷政府委員 先生御質問の在来PCT、いわゆるPCTとPCTとによりませう経費の比較でございますが、WIPOといひます知的所有権機構、このたびのPCTを推進いたします中央の機構でございますが、この中央機構が出した試算方式を採用して検討してみたいところ、先生おっしゃる在来PCTとPCTとを比較いたしますと、三カ国に出します際は在来PCTとPCTとの方の差は少額でございますが、PCTの方の方が若干高うございませう。四カ国以上になりますと、PCTの方の方が格段になるといふ計算が出ております。

○玉城委員 四カ国以上になると費用の面では安くなる、そういういま御説明があったわけですが、けれども、そういうことから、従来ありますところの外国工業所有権出願補助制度というものがございませう。これは新年度では約四百八十七万円の計上しかされておられないわけですが、いま御説明の立場に立つて、この制度の充実ということとこれ以上必要ないというお考えでの予算化であったのかどうか、この点をお伺ひいたします。

○勝谷政府委員 特許をめぐります中小企業施策につきましても、先生御指摘のように、権利というものは何人も公平に取得し、その取得後の中小企業対策は別途講ずるというような考えが一部ございませうが、私どももいたしまして、中小企業対策を特許庁も関心を持つべきであるという認識を持たしていただいております。いま御指摘の点につきましても、御指摘のとおり、まことに少額でございます。大体最近のこの補助金は五百万程度で横ばいをしていただいております。ただ、この中央の特許庁におきまして補助金にある程度フォローアップいたしまして、地方の公共団体でもこれにならった補助金を採用しているところもあるわけでございます。

御指摘のとおり、私どもは、今後この補助金を含め、他の面で、現在もやっております。いづれ一日特許庁等を通じてのPRなり相談なり、さらには現在ございませう相談所等々を通じての指導相談業務、さらには発明協会を通じてのものも、中小企業対策を充実してまいりたい。さらに、先ほど長官も申しましたように、JAPAT ICを中心にしてデータを十分に蓄積いたしまして、地方公共団体等、さらには地方の通産局の組織等を通じて、中小企業の方にデータを十分流す体制を整備してあげたい、かように考えております。特許庁自体が補助金をどんどん取るといふ体制よりも、そういうデータを十分蓄積してお流すという方向に重点を置いたらどうかと思っております。

御指摘の点の補助金についても、今後は十分検討させていただきます。かように考えておりますので、よろしく御了承いただきたいと思ひます。○玉城委員 ただいまの件につきましても、午前中の質疑でも、中小企業庁長官から、政府系三機関を活用してその手当てを十分やしていきたいという御発言もあつたわけでありまして、特許庁とされまして、こういう特許制度の国際化ということからしまして、中小あるいは零細業者の方々が外国への出願ということによって伴う費用の問題等については心配のないような、あるいは現制度の見直し、あるいは補助の問題、助成の問題につきましても十分な体制をとってしかるべきではないか、そのように考えるわけでありませう。

次に伺ひたいのは、先ほどから問題になつておりますいわゆる百八十四条の十四の原文と翻訳文の不一致が生じた場合の問題でありますけれども、これは私、率直にいままでの議論を伺つて感じましたことは、特許庁の審査官の方々、先ほどアンケートの問題もあつたわけでありませうけれども、その審査官の方々は当然原文の問題、これもやるべきではないかという御意見が非常に多いようなアンケートの結果も出ておるわけですね。しかしながら、特許庁側とされては、それは必要ないというふうなことで、理由とされましては、現在の体制の問題として、あるいは運用の問題で中小企業関係者への情報の提供をするとか、あるいは条約上はそういうことが許されているのだというふうなこともあつたわけでありませうけれども、その点で庁側と審査官の方々の認識の違ひが相当大きくあるわけですね。その点について、私たち常識で議論を聞いておつて理解したいわけですが、実際に仕事をされる審査官の方々の、庁の当局の側と違ひがあるのか、その辺をもう一回伺ひたいと思ひます。

○城下政府委員 お答えいたします。本件につきまして、先ほど長官からも答弁があったところでございませうけれども、実はいまお尋ねのアンケートの内容に関する私どもの考え方でございませうが、今回の法案につきまして、私ども庁内では、先ほどございませうように、以前から本件についての検討は十分重ねてまいりました。特に今回問題になつております百八十四条の十四の規定、つまり異議申し立てでもって審査を行うというこの問題につきましては、昨年来特に集中的に部内審査官を含めた意見は十分徴してきつたものでございませう。

それで、今回どうしてあつたことになつたかという問題も含めてございませうけれども、実はこの問題につきましては、私どもの理解では、つまり私どもは、先ほど来申し上げておるように、この問題はもとを正せばいわゆる翻訳不一致の問題と申しますか、そういうことでございませう。

で、従来のいわゆる審査と異質の、ちよと質が違つた審査と申しますか、業務と申しますか、今回の仕事と申しますのは、そういうものを異議の申し立てに任せる、こういうことでございませう。したがって、そういうことでございませうので私どもの考え方は、要するにそれは審査主義の放棄ではないかと考えておるわけでございます。ところが、そういう意味ではやはり完全審査をやるべきだという審査官の相当数の考え方からすれば、いま言ったような私どもの考え方からすれば、その辺の二、三のまだ理解が十分行き届かない節はあろうか、こう考えております。

ただ、私どもとしては、先ほど来申し上げておりますように、今回の百八十四条の十四の問題と申しますのは、一つは、先ほど申しました行政、経済の問題、あるいは本来翻訳の問題に起因する問題でございますので、そういう問題は異議の申し立てに任せられた方が全般からいってよろしいのではないかと、こういう判断に立つて判断したことでございますけれども、二、三そういう意味の食い違ひがありませうことがあつた一つのアンケートの結果といふものにあらわれたかと、かように考えております。しかしながら、私どもとしては、先ほど来申し上げておりますように、昨年来本件について十分内部でも議論を重ねてはまいりましたけれども、なお今後一層、本件についての内容の検討なり、さらにはそういう理解を深めるための努力は重ねていく、さうに考えている次第でございます。

○熊谷政府委員 いま技監からお答えいたしました従来の経緯でございますが、やはり何と申しまして、第一線で審査業務に携わります審査官に本件の措置の内容については十分理解をせしめらねなければならぬので、私としましては、各審査官の方々と従来以上に接触の機会を持つて理解を深めるといふことに努力をいたしたいと考えております。

○玉城委員 いまのような状態であつたなら、こういう新しい体制に備えて何か非常に問題がある

という感じが率直にするわけですね。それで、実際に仕事に携わる審査官の方々と当局とが今後十分話し合いをされなければならぬ、協力体制をとらなければならぬ、そのための努力を大いにされることは当然ですけれども、やはり基本的な考え方の違いがあるわけですね。先ほど技監の御説明の中に、審査権の放棄ではないということがあったわけですが、その点につきまして、いわゆる従来の審査主義というものに穴があく、これは常識的に考えてそうなるわけですね。原文と違った拡大された翻訳のものが出てきて、それがいわゆる審査官の権限の及ばない範囲で通るということになりまして、これはやはり審査主義というものが貫かれていくのかどうかというところに率直に疑問がありますし、同時に、そういうことで国内のそういう関係者の権利が保護できるのかどうか、その辺がまだ理解し得ないところなんです、その点をもう一回説明していただきたいと思います。

○熊谷政府委員 この問題がこの法案をつくり出す過程で一番討議の行われた問題でございます。先ほど来私が申しておりますように、そもそもこの審査主義ということに對しまして、本件のような形の新しい制度に取り組むことが審査主義の導入だという意見を持つておられる人もあるわけでございますが、私はそのように考えていないわけでございます。今回の異議申し立てに際しましては、これは従来の四十四条の規定につきましては、それを受けておるための措置として考えておるものでございまして、これをもちまして審査主義の導入あるいは審査主義への転換、こういうことは毛頭考えておりませんので、そのように御理解を賜りたいと思っております。

〔山下(徳)委員長代理退席、委員長着席〕
なお、先ほど来出ておりますことでどのような弊害が起きるか、これは私もレアカースである、こう申し上げておるわけですが、しかし、それが見方によっては実際そういう問題が出てくる

可能性もあるという意見も御指摘のとおりあるわけですが、私どもは、今後の運用の面で、これによつて重大な問題が起きるとは考えておりません。今後、本件を御承認賜りました場合は、もちろん状況につきましては十分配慮し、本日のいろいろな御意見につきまして、それを念頭に置いての注意と起きた場合に對する手当て、これは運用問題としてできるだけのことを行いたしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○玉城委員 時間がございせんので、この点について議論はできませんけれども、実際に仕事をなさる審査官の方々は、そういう審査主義を貫く意味においても、あるいは発明権の保護と申しますが、それを完全なものにしていくためにも、当然やるべきであるということをおっしゃつておるわけですね。しかし、皆さん方はそういう必要はない。そこにいままでいろいろ議論がされてきたわけですが、まだまだちょっと私には理解できないところがあるわけですね。

たとえばレアカースということをおっしゃいましたけれども、そういうケースがあつて、運用の段階で中小企業とか関係団体の方々に情報提供するのだというふうなことで、そういうものがなくないように万全の体制をとりたいという御説明があるわけですが、これはやはり審査官の方々がそういう仕事をされていくことと思つた方が、具体的にどういふふうな情報提供とかそういうものはなされていくのか、その点をお伺いしたいと思つた。また、そういう仕事をされるのであれば、審査官の方々がおっしゃつておるそういう最初からの審査主義を貫くという仕事もできていくのではないかと感じもするわけですね。なぜそれをしないでやらないのだということを主張されるのか、その中小企業への情報提供の問題。

それともう一点は、もし情報提供がされなかったためにいわゆる不一致の翻訳文がそのまま権利が認められていったときに、当然従来の権利を持つていた方々は被害を受けると申しますか、そういう状態に置かれるわけですね。ですから、皆さんの情報提供がされないことによつてそういう従来の権利者が本当に保護されないという状態が起きたとき、こういう場合はどうなるのか、その点もあわせてお伺いいたします。

○熊谷政府委員 先ほど来申し上げておることでございまして、審査の過程において原文との不一致を認めた場合に拒絶処分をするといったようなことができるかどうか、こういう問題でございますが、私どもは、法律の制度としてそういうことをすることは、特許法の公平性が担保されないおそれがあるという点から制度としてはとり得ない。しかしながら、運用として現行法でもやっております範囲において情報提供はできますので、たとえば先ほど申し上げたわけでございまして、その瑕疵を持った出願が公告されるに当たりましては、その出願者に対して必要な資料の提出を求め、内容を確認し、その上でこの公告にはこのような瑕疵があるということを何らかの形で表示することをいま考えているわけでございます。また、影響を受ける可能性のある他の出願の方の公告に当たりまして、おたくの出願にはこれに関連してかくかくの出願があるという通知を、これは審査の過程を通知するわけでございますが、そういう中でそれを取り組むことは可能であろう、それを使つて瑕疵ある出願が排除されるということをやることは運用上は可能である、こういうふうな思つておるわけでございます。

先ほど来申し上げておりますように、運用としてやる分においては許されるにいたしましたも、法律の制度として全件チェック、全件照合ということ、これは実際上現実との乖離がはなはだし過ぎるという観点、また、第二の気づいたときに行うということ、余りにも審査のばらつきが起きると申しますか、恣意に流れるおそれがございまして、制度としてこれを法律で設けることは妥当ではないと考えておるわけで、あくまでも情報提供という限度での措置ということにとどまらざるを得ないかと思つた。せっかくこの案に設けられております異議申し立て制度あるいは無効審判と訂正審判のリンクの制度によりまして、この瑕疵ある部分は矯正されるべきものというように、またそれで実害は十分カバーできるのではないかと、こういうふうに私どもは考えておるわけでございます。

○玉城委員 まだ疑問な点もございまして、時間も参りましたので、質問を終わります。

○野呂委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 条約に基づいて新しい制度づくりということからこの法案が提出されたわけでございますので、まず最初に、特許にまつります事情について若干お伺いしたいわけでありまして、まず、国内での出願件数の最近の動向を聞いてみますと、若干鈍化傾向にあるように見えます。これを長期にわたる経済活動の停滞が原因だと見る向きもあるように考えますが、これを業種別に見た最近の特色といふますか、こういう問題についてまず御説明をお願いいたします。

○熊谷政府委員 御指摘のとおり、最近約三年間はほぼ横ばいの数字になっております。業種別の動向といたしましては、機械、とりわけいわゆる電子技術関係の出願が今日までの出願で多い部類でございまして、それに反しまして、化学の分野は出願のウェイトが徐々に減つてまいつておるのが現状でございます。

全体の横ばいになっておりますことの評価は、先ほど申し上げましたが、やはり最近の景気状況というものの反映が一部あるのではないかと。また、一部は私どもが推進しております出願適正化事業の効果があらわれておるのではないかと、こういうふうにも見ておりますが、定量的には確認がむずかしいかと思つた。

○宮田委員 おっしゃる通りに、出願自体は鈍化の傾向にあるということなんですが、にもかかわらず未処理件数が依然高水準にある。これはいままでの質問の中でいろいろお聞きしたわけですが、

が、特許庁は以前に、出願の適正化ということで産業界に対して出願をセーブする指導をされたというところでございますが、その効果と最近の行政指導方針、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○熊谷政府委員　まず、五十年に件数の多い企業上位三十社に対して個別に指導を行ったわけでございますが、これは今後毎年継続をし、各社がそれぞれ一年ごとという努力をなさったかということにつきまして、内容について調べて、将来に向かってさらに改善の努力を要請をしてまいりたいというふうに思つておるわけでございますが、さらにこの業界とのコンタクトの輪を広げまして、工業会ベースに各社の参加を求めまして、適正化事業に対して協力を要請したいと考えております。

と申しますのは、一社だけ出願を自粛いたしましても、他社との関係で、たとえば他社の発明が実施してもらえない、何か法律に触れる、触れない範囲で容易にはもらえないということになりますと、何がなんでも自社で他社の特許の網の目をくぐって開発をするということであるというわけでございまして、これは研究投資の面で見ましてもお互いにむだがございますし、また出願件数が余り内容の違わないものについて多くなつてくる原因にもなるわけでございまして、業界の中でたとえばクロスライセンスというものが一般化するようになりますと、その点はずっと出願がセーブされるのではないであらうか、こういうこともございまして。

また、本当は権利は取らなくてもいい、ただ、これを他社に取られては困るから出願をするといういわゆる防衛出願ということにつきまして、業界全体の中でその問題について議論をしていただいて、そのコンセンサスの上でこの適正化事業を進めていくならば、たとえば防衛出願は、いま発明協会の方で「公開技術」というものを発行いたしておりますが、この「公開技術」に掲げましたものは、すでに先行文献として、これにつきましては自今出願をいたしまして他人の権利に

はならないわけでございます。これは特許庁に出願しなくても、単に権利は欲しくないが他人に取られるのは困るというだけであれば、この発明協会の「公開技術」にこれを掲げてもらったかどうかということにつきまして、これは業界ごとにいるいろいろ話し合いを通じて理解を深めていただくことならば、特許庁の出願がさらに適正化になるんではないかというふうに考へておるわけでございまして。

そういう形で、いままでは個別に案件の多い上位の各社に小さい輪でやつておりましたが、これから少し輪を広げてまいりたいというふうに考へておるわけでございまして。

○宮田委員　出願の前段に対します行政指導、セーブするということについてはいまの説明でわかりましたけれども、一たん出願します。そうすると、それを審査されるということなんでしょうが、出願件数というものが、もちろんそれでセーブされて、何と言ひますが、幾らか是正されるというところなんだろうが、たまたまおとるということでは、すでに出されておるわけでございまして、出されたものがさらにたまたまというネックは大体どこにあるのか。直接担当でございましてその点はわかると思ひますが、その点ひとつ説明していただきたいと思います。

○熊谷政府委員　特許の処理が遅いという批判があるわけでございまして、これは昭和四十五年のときには平均要処理期間が五年というところでございまして、そういう状態では、たとえばPCT加盟に当たつても状況が非常に悪いということになりまして、特許庁にいたしましては、いわゆる滞貨になつておる案件につきましては、できるだけこれを減縮していくように、今日まで処理の促進を図つてまいつたわけでございまして、四十五年当時は約五十数万件ございまして、現在四十六万件から七十万件程度まで特許、実用新案のいわゆる未処理件数というものが減つてまいつておるわけでございます。これは今後とも私どもの最も重要な政策の目標の一つにしてまいらる考へでござ

いまして、これを従来の線以上に努力をしてまいります中では、やはり審査官の増員であるとか、あるいは審査するに当たつていろいろ文献を調査する、その必要のデータ類の管理をよくいたしまして効率ある調査ができるような仕組みをやつていくとか、あるいはたとえばその資料自体につきまして検索しやすい形での整理が必要になつてくるという問題があると思ひます。これは私どもも特許情報の管理と申しておりますが、これを効率よくい形でやつていく必要が今後あると思ひます。

また同時に、私どもは、この量の問題以外に、これからは質の問題でもこの国際化を契機にしていろいろレベルアップを図つていかなければならぬと思ひますので、その中核になります情報管理のあり方につきましても、審査官の要員の確保という問題と並行いたしまして努力をいたしてまいりたいというふうに思つておるわけでございまして。

○宮田委員　本題というところになるわけですが、この特許協力条約、PCTですが、そのルートによりましてメリットがあらゆる分野にあることは、いろいろ説明を受けておりますのでわかるわけでありまして、その一つに手数料、経費の節減があらうかと思ひわけでございますが、出願人にとって経済効果はどのくらいと見ておいでになるか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○熊谷政府委員　お答えいたします。PCTの手数料は、一つは日本の特許庁に対して支払われまふものと、それから中央機構でございまして国際事務局に払われる手数料がございまして、前者につきましては、法律的には実費を勘案して政令で定めるところになつておりました。後者につきましては、国際事務局において検討されておるところでございますが、基本手数料が百五十ドル、指定手数料が一国当たり四十ドルというように聞いております。

なお、従来のいわゆるパリ・ルートとこのたびのPCTルートで一体手数料はどういうふうにな

るのかという問題がございまして、先ほども説明を申したのでございまして、私どもWIPO、先ほどの中央機構の試算方式をもとにして調べましたところでは、大体PCTルートでやります方が四カ国以上を対象にしますときは従来のルートよりも割り安になるといふ計算がされております。しかし、先生もこの条約の骨子でおわかりいただきますように、国際調査報告が入手できますので、日本関係者は実際の指定国に出願をする前にある程度の情報が十分つかめますので、不必要な出願を事前に取り下げることが可能になること等によりまして費用が軽減されます。いままでは一国一國すべてやらなくては行けませんでしたが、このたびは事前に調査によつて知ることができるといふような点がございまして、従来よりは関係者にとつては非常に有利ではないかということが考へられます。

なお、経済的なメリットのほかに、先ほどから述べておりますように、PCT方式によりますならば、日本語による出願で複数国に出願ができる、こういうメリットが経済的メリット以外にも考へられるわけでございまして。

以上でございます。

○宮田委員　国際出願の際、この特許を出願する国を指定しますね。そして国際調査、国際予備審査の過程でこの見通しが明るくなった時点で出願人が指定国を追加する、こういうことはできるわけですか。どうですか。

○熊谷政府委員　特許協力条約では、指定国の指定は国際出願の提出の際に行ふこととされておりました。その後は追加することは認められておりません。なぜかと申しますと、後で追加いたした指定国につきまして、前の指定した時点、国際出願日でございますが、それにさかのぼつて効果を新たに認めるということとは、これは条約の趣旨になじまないという考へ方でございます。そういう点で追加することは認めておりません。

ただ、こういったあり方もございまして、出願人

許を取得したい国をずっと書いておきまして、優先日から一年以内にそのうちの最終的に特許を取得したい指定国についてだけ指定料を払うというようなことは条約上は許されておるわけでございます。また、国際出願日から一年以内でございます。また、在来のパリ条約のルートに基づきまして、この国際出願を基礎といたしまして、優先権を伴う国内出願を別の相手の国にすることが可能でございます。これは従来のパリ・ルートでいくことは可能である、しかし、PCT条約に基づいて追加をすることはできない、こういうことでございます。

○宮田委員 この内容の変更について、現行法での国内特許では、本来の内容をゆがめない範囲での変更が可能ということなんでしょう。ところが、今度の国際出願の際の取り扱いが一体どうなるか、この点はどうか。

○城下政府委員 お答えいたします。

いま先生お尋ねの件は審査中のことについてだと思っておりますが、審査中のことにつきましては、現在の国内出願と申しますか普通の出願でございます。初めに記載してある明細書の範囲内であればいかようにでも変えることは自由でございます。今回の国際出願の場合でございますと、初めに記載された明細書と申しますか、要するに日本国に出された翻訳文の範囲内であれば、いかようにでも直すことが可能でございます。

○宮田委員 ということは、調査段階での補正あるいは相手国での審査段階での補正というのは可能ということでございますね。

○城下政府委員 私がいま細切れに申し上げるとあれです。手続としてずっと系統立ててもう一度御説明申し上げたいと思っております。

国内段階ですることの補正といたしましては、条約第十九条の規定によりまして国際調査報告の受領後に国際事務局に対し一回でできる請求の範囲についての補正、これは国際段階についての補正でございますけれども、そういう補正ができます。もう一つは、国際予備審査段階

で国際予備審査機関に対しまして請求の範囲、明細書また図面についての補正ができるわけでございます。これらの補正につきましては、当初の国際出願の開示の範囲を超えてはならない、こういうことになっておるわけでございます。そしてこのういった国際段階、これは国内に入ってくる前の段階でございますけれども、国際段階でなされた補正につきましては、所定の期間内にその翻訳文がわが国に出されませんと、わが国に対してはそういう補正がなかったものとして扱えることに一応なっております。

さて、そのような国際出願につきましての問題でございますけれども、国内段階における補正についての規定は、これは条約第二十八条、それから第四十一条でございますが、この補正が許される時期、内容等につきましては、現行特許法、これは現在でも使っておりますけれども、十七条第一項、十七条第二項、十七条の二等の規定を適用してこれで行っております。そういうことで現在やることにしております。

それから、国際出願についてなされた補正でございますが、日本語でされた国際出願につきましては、国際出願日における明細書、それから請求の範囲、または図面に記載した事項の範囲内、または図面の翻訳文に記載した事項の範囲内で補正ができるわけでございます。要するに要旨を変更するもの、そういう範囲内をのみ出した場合には要旨を変更するものであるとして一律に却下されることにならうかと思っております。

それで問題は、特許後におきまして要旨を変更するものである旨が判明した場合についてでございます。要するに要旨を変更する補正が却下されず、特許となつた後におきましては無効の審判の請求により、あるいは権利者が訂正審判によって訂正してない限りはそういう無効審判の請求によって特許は無効になる、かような手続になっておるわけでございます。

○宮田委員 この特許協力条約のほかに、さっきちょっと出ましたが、ヨーロッパ特許条約も近く機能するようになるわけですが、PCTルートを使ってEPC加盟国の特許を取るわけです。この両者の手続やそのメリット、これはどのような点にあるかということについて御説明をお願いいたします。

○松家説明員 お答えいたします。

PCTルートを使つてヨーロッパで広域特許を取る場合出願人はどういふふうにするか、またメリットはどうかという御質問でございます。

最初、出願人は所定の様式によって所定の言語、日本人の場合なら日本語でPCT国際出願の書類を作成いたします。その際、願書にヨーロッパ条約の締約国であり、しかもPCT条約の締約国である国のうちからヨーロッパ特許を取りたいという国を選んでその旨を表示することにより、それらのヨーロッパ特許を取得したいという意思表示を公式にしたこととなります。次に、このように作成した書類を受理官庁たる日本特許庁に対して国際出願として提出するとともに所要の手数を支払う、これで国際出願が受理されるわけでございます。

その後、その国際出願につきましては方式点検、さらに国際調査が行われます。国際調査報告を受け取つてから、出願人は、その報告の内容を検討の上で手続を進める必要があると判断した場合に、ヨーロッパ特許庁に対しまして、通常優先日から二十カ月経過するまでに、ヨーロッパ特許庁の方の公用語は英語、ドイツ語、フランス語、その他のいずれかでございますので、そのいずれかの言語に翻訳した書類を提出する。以後はヨーロッパ特許条約の規定に従つてヨーロッパ特許庁で審査が行われるわけでございます。

この場合に、ヨーロッパ条約加盟の多数の国を指定する場合には、多数の国についての審査が一方で行われ、しかも代理人の手数料も一方国分で済むという点がございまして、その点では経

費の面でPCT出願について余分な負担を払つてもなおプラスになるといふ点もございまして、ただ、いずれが利益であるかというところは、出願人の立場、それから出願しようとする発明の内容、その経済的価値等に依りまして、PCTルートのみでやるか、EPC出願も、ヨーロッパ特許出願もあわせて行かうかということはいろんな観点から決定すべきことであらうと考えます。

○宮田委員 五十一年の特許法改正の際に、当委員会の附帯決議として日本特許情報センターの強化拡充を取り上げたときがあるわけでございますが、財政問題等もございまして実効が上がつていないのが現状のようでございまして、特許制度の新時代にふさわしいセンターの育成策はないものかどうか、その点、お考えがありましたら発表していただきたいと思ひます。

○勝谷政府委員 五十一年の法改正のとき、さらに四十五年のときも当衆議院の商工委員会の附帯決議で、JAPATICを育成強化しろという附帯決議がございまして、特に四十五年の附帯決議を受けまして以来、JAPATICを設立し、その後JAPATICに對しましては四十八年以降毎年四億数千円、場合によつては五億円近い補助金等を国の方から投入しております。その他新しい情報のシステムの開発のための委託費を最近におきましては年間三億ないし四億投入いたしております。JAPATICが真に日本の特許情報センターになるための努力を逐次進めております。

なお、JAPATICは、先ほど申しました中央機構でございますWIPOとの間に、WIPOがオーストリアとの間でつくつておりますインパドックという国際的な情報機関と提携しておりますので、今後国際化が進みますに当たりましては、このインパドックとJAPATICが連携を強め、さらに日本を中心とした一つの情報センターの中核にすることが必要と考えておりまして、先生御指摘のとおり、今後は従来の助成をさらに強めていくという方向で努力をしなければなら

ただ、補助金その他におきましては必ずしも従来の線でございます。最近におきましては収支初めてバランスをするという事態にも立ち至りましたので、今後はシステムの開発のための委託費、さらには自己努力による内部の充実というようなことを進めていただきたいと考えておるわけでございます。いずれにしましても、特許庁とJAPATICは一体となって今後も特許情報の中核体としての体制を整える必要がある、私どもはかように考えております。

○宮田委員 念のためにちよっとお伺いしておくわけですが、特許庁には国際予備審査能力、主として事務量をどうさばくかということについてその能力を懸念する向きもあるわけですが、大丈夫かどうかということを一言でいいからお答え願いたいと思います。

○勝安政府委員 国際予備審査制度は、単にわが国の出願人に事前に当該出願の特許可能性についての目安を与えるということだけではございませんで、先ほどからも議論がございますように、特許分野における開発途上国援助という点で大きな意義を有しております。したがって、私どもは、国内の出願人並びに国際協力のみから見ても、ぜひとも国際予備審査業務を受けなければならぬ、かように考えておりまして、機構、定員の充実を中心といたしまして、さらには審査資料の整備、研修の強化等をしてまいったところでございますし、今後もその線で整備を続けてまいりたい、かように考えております。

なお、国際予備審査の請求につきましては、これが不当に国内の審査を害するようなことになってはいけませんので、一応請求の受理件数の制限を行うことを決めておりますが、現在私どもが目安として決めております数字は予測される予備審査請求を相当上回る数字を決めておりますので、さしあたっては問題はなからう、かように考えております。

○宮田委員 私ども民社党は、提案されております。

す本法の成立を積極的に支持して審議の促進を図りたいと思っておりますが、要望も含めてお聞かせ願いたいのは、産業界の間には現在あります特許庁の資料館の充実に対する要望が非常に強いと思います。その点は御承知と思いますが、企業内の資料保存が大変なことや、時間と金を使っても大阪まで出向いた方が能率が上がるといった話もちょいちょい聞くわけです。この不便を解消する手だて、これを考えておく時期じゃないかと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○熊谷政府委員　御指摘のとおり、PCT加盟を

控えまして、出願人の行います出願あるいは審査請求あるいは特許庁におきます審査の質の向上、こういう観点から、特許情報管理また有効利用ということはこれからはまことに必要不可欠なことだと考えております。とりわけそのためには資料館の体制、特に閲覧サービス体制を強化する必

要があると考えておるわけでございます。最近、民間団体等から、狭い閲覧室をもう少し拡充できないかとかいろいろ御要望が出ておりまして、私どもも、いまこの限られたスペースの中で有効なスペースの確保をどのようにするかという問題、またさらには、長期的には、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、五十三年度予算でお認めいただいたきました通産省の新規第三期の工事にやる庁舎の建設が完了しました曉には、特許庁が現在本館と別館の二つに分かれておりますものを統一化するというところに方針が決まっておりますわけでございますが、その際に、現在あります一人当たりのスペースをかなり上回るスペースを確保できるように

うに努力をいたしたいと考えておるわけでございます。当面の問題といたしましては、現在でできるような限りにおきまして民間側の御要望にこたえるような努力をするわけでございますが、長期の問題としましてやはり庁舎の問題にぶつかるところでございます。まして、その機会に現在の閲覧室の拡大といったことを含めましてスペースの確保を行って、民間への御迷惑がかからないような方向で対処してまいりたいというふうに思っております。

○富田委員 最後にお聞きしますが、さきの質問者の中にもございましたように、日本から外国への特許出願件数は年間二万件以上上っておりますが、最近の中小企業によります出願の趨勢はどのようになっておりますか、それと中小企業を対象にした外国工業所有権出願費補助制度の活用状況、この点についてお聞きをいたします。

○熊谷政府委員 国内の出願の中に占めます中小企業、町の発明家といった方々のウエートは、件数におきましては約五割でございます。それから、日本から外国へ向けた出願の中で町の発明

家、中小企業といった方々の占めるウェイトは、推定でございますが、約二割程度であろうと思っております。

なお、中小企業の方々に対します補助金は約五百万円計上してあるわけでございますが、消化状況は非常にございまして、不足ぎみでござい

ます。

先ほど来答弁申し上げておりますように、また、先ほど中小企業庁長官からもお話がございましたが、中小企業の方々に外国出願が容易になったこの機会に、補助金の活用といいますが、補助金をふやす努力はもとよりでございますが、出願しやすい中小企業政策を中小企業庁の方でもおとりいただくやに聞いておりますので、私どもも中小企業庁とよく連絡をとりながら出願の促進につなげるような政策の促進を図ってまいりたい、かように考えております。

○宮田委員　終わります。

○野呂委員　安田純治君。

○安田委員　午前中から同僚議員がいろいろと質疑を重ねておるわけですが、実は私は、この法案をいただいたときには、素直にといいますが、それなりの解釈及び問題点の理解をしておったつもりなんですけれども、どうも午前中からの同僚議員の質疑に対する答弁を聞いておりますと、ことに原文と翻訳文との違いですね、かえって何かかわかりにくくなったような感じがしないでもございませせん。そこで、おさらいになるかもしれないの

で大変恐縮ですが、整理のつもりで若干お伺いをしたい点がございます。

まず最初に、特許協力条約の十一條(1)、(2)(b)、十四條(2)、これに基づく国際出願で日本を指定国にしたものは、この法案の百八十四條の三によつてその国際出願日に日本へ特許出願したことになる、こういうわけですね。そのとおりでしようか。

○松家説明員　お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。

○安田委員　ところで、本法案の百八十四條の六

によれば、外国語の特許出願の願書の翻訳文は特許法の三十六条第一項により提出した願書とみなす、こうされておりまし、同じ条文の二項によれば、明細書、特許請求の範囲、図面もそれぞれ翻訳文は三十六条二項の願書に添付された明細書などとみなすとしてあるということになります。

が、そして、翻訳文に記載されておる思想ないし觀念が、外国の特許の場合さかのぼって國際出願日に特許出願された内容となる、こういうふうに解してよろしいのでしうか。

○松家説明員　お答え申し上げます。

ただいま御指摘の百八十四条の六の規定は、出願翻訳文を特許法上の書類とみなす、また、それによって審査は出願書類とみなされた翻訳文によつて行つて、いろいろことを規定しているものとみなして、國際出願日にまでさかのぼつて出願翻訳文の内容によつて國際出願されたものとみなす、そういう規定ではないというふうに考えております。

○安田委員 次に、この条約のことについて若干お伺いしたいのですが、特許協力条約の三条の(4)に「国際出願は、次の条件に従う」。(1)に「所定の言語で作成すること」こうありますが、この所定の言語というのは何を意味しますか。

○松家説明員 条約に基づく規則十二の規定によりまして、国際事務局と管轄国際調査機関との間の取り決めで特定いたしました言語を所定の言語といふことです。

○安田委員 第四十七規則の中で、「言語 第二十条の規定に従つて送達される国際出願の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語とする。」この場合の言語というのは何を意味しますか。

○松家説明員 規則の四八・三の規定によりまして、国際公開の言語は、英語、ドイツ語、日本語、フランス語またはロシア語でされた場合にはこれらの言語で国際公開され、それ以外の言語の場合には英語による翻訳文で国際公開が行われます。その言語を申し上げます。

○安田委員 そうしますと、たとえば外国で日本国を指定国として特許出願がなされた場合に、送達されてくる願書の国際言語というのは、英、独、露、仏、日本語と五カ国語あるわけですから、この中の一カ国語ということになりますか。

○松家説明員 お答え申し上げます。規則の四七・三によりまして、「送達される国際出願の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語」でございますが、「ただし、その言語が当該国際出願がされた言語以外の言語である場合には、指定官庁の要請に応じて、これらのいずれか又は双方の言語とする」ということになっております。先ほど申しましたように、五カ国語以外だと英語に翻訳されますが、たとえばスウェーデン語を英語に翻訳して国際公開された場合には、指定官庁の要請に応じて、いずれか一方または両方を指定官庁としては要求することができま

す。

○安田委員 この場合の指定官庁というのは、たとえば外国で日本国を指定国として出願された場合には、当然日本の特許庁ということになりますか。

○松家説明員 日本国を指定せられた場合には、当然日本でございます。

○安田委員 先ほどから同僚議員が原文と翻訳の食い違いをいろいろ問題にしておいて、私も聞いておいて、その原文というのは何を原文と考へておるのかなというので、おたくの答弁とあれでち

よつとわかりにくかったものですから、念のためお尋ねしたわけですが、先ほどなたかの議員の質問に対して、スウェーデン語で調べなければならぬ場合もあるような御発言があったように伺いますけれども、いまの御説明によると、この国際公開に使用される言語五カ国語ですね、これ以外に、文献を調べる場合は別として、審査する場合にそれ以外と日本語の翻訳文と照合しなければならぬということに起き得るわけでしょうか。

○松家説明員 先生ただいま例として挙げられましたスウェーデン語の場合を例にとりまして、スウェーデン特許庁は恐らくPCTの調査機関になるものと予想されておりますので、国際出願日における言語はスウェーデン語でございます。ただし、国際公開は英語で行われますけれども、原文と申しますとこの場合はやはりスウェーデン語になります。

○安田委員 そうしますと、指定官庁がいずれか一方あるいは双方を要求することができるといふ場合には、何もスウェーデン語を要求しなくていいわけですね。

○松家説明員 日本特許庁の取り扱いといたしましては、このような場合には両方の言語を要求するという運用をしております。この条約にあるいは特許法それ自体から見れば、どうしても審査にスウェーデン語が必要である、文献の調査なんかは別として、そういうことが起き得るといふことになるのですか。

○松家説明員 条約十一條の(3)では、国際指定国における国際出願の効果は、国際出願日から発生する、国際出願日において指定国における国内出願の効果を持つことになっております。したがって、この趣旨からいいますと、いま例として挙げました場合にはスウェーデン語が国際出願の言語になります。したがって、いわゆる原文との関係というのはスウェーデン語との関係になります。

○安田委員 先ほどちよつと確かめるのを忘れた

のですが、内閣法制局に伺いますが、私の一番最初の質問、つまり百八十四條の六の願書とみなす、あるいは明細書、特許請求の範囲、提出した図面とみなすということの解釈ですけれども、先ほどのお答えでいいたうか。つまり、それは出願日までさかのぼつてという意味じゃない、審査の対象として翻訳文をするだけであるという答弁でいいのでしょうか。

○別府府政委員 お答えいたします。ただいま御質問のございました百八十四條の六は、二項の関係で御質問があったと思うのでございますが、出願翻訳文を提出した特許請求の範囲等々とみなすということを書いてございますのは、先ほど審判部長から答弁のありましたこととはほぼ同様でございますけれども、若干補足いたしますれば、特許法は御存じのとおり特許の処理の手続が大変精細に規定してございまして、それと今度のPCT関係の国際出願、これはまた国際的な統一という趣旨からいいますと国内法とは若干違う規定が設けられているわけです。そこで、その国際出願を国内出願と同じような形で指定官庁たる日本特許庁が国内法の手続に乗けるためにという趣旨で、実は百八十四條の三に「国際出願日にされた特許出願とみなす」ということでつなぐ規定を置いた。そのつなぐ規定を置きまして、なお先ほど申し上げましたように、いわば特許は権利法でございますので、慎重かつ公平を期する必要があるというために手続関係の規定が非常に細かく規定してございまして、それに関する運用も安田委員御存じのように非常に運用の細かい点まできちんと決めてやっていると

いう関係がございまして、国内法にない場合、特許法の三十六條でいろいろ特許出願に関する書類の規定がございまして、その翻訳文をその書類とみなして特許の手続に乗けるといふことを明確にする必要があるだろうという趣旨で百八十四條の六の規定を置いたというふうにお考えただけならば存じます。

○安田委員 しつこいようですが、午前中からず

つと問題になっておる翻訳文と原文との範囲の食い違いということについて若干伺いたいと思ふのです。

前の各議員も大分伺いましたけれども、この翻訳文が原文よりも広い内容を含んでいる場合、この法案に基づけば、これも審査官はオーパーに気がついて審査をすつとそのまま続けていかなければならぬということになることは事実ですね。

○松家説明員 先ほど申しました百八十四條の六の規定からいまして、審査は翻訳文によって行います。ただし、異議の申し立てがあったら原文との不一致を審査いたします。

○安田委員 先ほどからの議論を伺っていますと、異議の申し立てがあったときだけ原文の審査ということになるので、それ以外は原文の照らし合わせですか、翻訳文がベースでそのまますつといくということにならないと実務上体制がないというお答えのように伺つておったのですが、それでいいのですか。それだけが理由なのかどうか。

○熊谷政府委員 先ほど申し上げたが、この条約は多国籍による多種類の言語を持った国々の取り決めでございます。したがって、各国との間において原語とそれから翻訳文という問題は常にありましてございまして、これは当然一致すべきものという前提に立つてこの多国間取り決めがつくられておる、思想はそういう思想があるというふうにお考えおることが第一点でございます。

第二点は、国内におきます権利の付与は、それぞれの指定国、つまり日本の場合には日本語で権利が設定されねばならない、こういう観点で日本語を権利の際のまず大前提として考えなければならぬというのが第二点でございます。

第三点は、審査の段階におきますベースを翻訳文に置くかあるいは原文とするか、その双方にするかという問題につきましては、これは各国それぞれの自主的な判断に任されているものと承知をいたしております。条約上は、条約四十六條にございまして、権利後の措置といたしまして、

原文を上回る翻訳文の部分はその限りにおいて無効にすることができ規定があるだけでございませう。四十六条の注解におきまして指定国におきまして翻訳文のみによって審査することができるといふことがございませうので、私どもとしては、いま申し上げましたような理由を考えまして、日本語をベースとして審査をするのが望ましい、こういうふうな考えをたわけでございます。

ただ、もしそれ以外の方法があるかという点になります。これは先ほど来申し上げておりますように、たまたま気がついたときに、その部分について拒絶査定を行うというところは、これは審査の内容につきましても恣意性が大きくなる、制度の公平性が担保できないということから、私どもとしてはこれはとることができない。また、審査の最初に原文と翻訳文を全部照合するという問題は、これは現実問題として私どもはほとんど不可能である、こういうように判断をいたしておるわけでございます。以上の問題を総合判断いたしまして、現在お出しいたしておりますような形で整理をいたしたわけでございます。

〔委員長退席、山下（徳）委員長代理着席〕

○安田委員 特許協力条約の前文を見ますと、当然のことながら、この締約国は発明の法的保護を完全なものにするのを希望してゐる、まさに特許の制度の根幹にはそこがあると思ふのです。この発明の法的保護、つまり法的保護の対象になる発明は、外国の場合まさにその原語で表現された思想、觀念、それ自身が発明の内容だと思ひます。そうですね。ですから、できるだけそれに忠実なものを法的保護の対象にするのが理想ではないか。したがって、本来ならばそういう基本的な特許という制度はそもそも大体そうだろうと思ふのですけれども、発明者の発明の内容をできるだけ法的に保護する。発明者の発明の内容とは何か。外国で、たとえばスウェーデンで発明されたものはスウェーデン語で表現されたとすれば、まさにそのオリジナルランゲージで表現されたものが、その発明のつまり觀念、思想の内容になる。

それをそのまま保護するのが本当は望ましいんじゃないか。これが理想なんだけれども、しかし、いろいろの障害があつてそうできない場合に、改善、三善の策としていろいろと翻訳文ということに返っていくこともあり得る、こういうふうに思ふのですけれども、そういう考え方は間違ひではないか。

○熊谷政府委員 権利の保護を万全にする考え方はもとより当然でございます。今回の特許協力条約におきましては、まず指定国におきまして段階におきましては、国際出願の段階で原文が確定するわけでございますが、日本に入りまして段階で翻訳文が提出されなければ、その国際出願は取り下げとみなされるわけでございます。日本語によるつまり翻訳文と原文とが双方合致した部分と申しますか、双方に記載されてある事項が日本の特許法の上で出願の本体であるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○安田委員 そこで、その出願の本体なるものなんですけれども、そうすると、翻訳文と原文と重なった部分が本体である、そこが重ならない部分は本体ではないということになると思ふのです。しかし、一応審査の対象は翻訳文ベースでいく。そうすると、原文と重ならない部分の翻訳部分は発明の本体ですか、そうじゃないのですか。

○松家説明員 お答えいたします。

先ほどの長官の答弁の本体と申しますのは、条約十一条の規定によりまして、原語の国際出願としての効力をなお維持し、かつ翻訳文を提出したときに翻訳文にも記載されている、簡単に言えば、原文と翻訳文との双方に記載されている部分でございます。いまして、他の出願との関係、先後願の関係等を考える場合には、この部分が発明の実体だということになります。翻訳文で審査するということといたしておりますので、第一次的には翻訳文で発明を把握し、審査を進めることになります。

○安田委員 そこで、先ほど来の各委員のいろいろな問題点が出てくると思ふのです。発明の本体は原文であり、日本で特許という保護を求める発

明の本体は重なり合う部分である。しかも審査の対象は翻訳文である。つまり本来の発明の本体は原文であると思ふのです。それが翻訳文と原文との合致したところが日本で保護を求める発明の本体である。それから出た翻訳文がなかったとすれば、この部分は審査の対象としてはずっと拘束されるわけだけれども、これは一体何んですか。保護を求める発明の本体ではない、しかし審査をするということになるわけですか。

○松家説明員 わが国における審査は、権利が日本語で設定されるわけでございますので、当然に外国からのPCT出願の場合には翻訳文であるところの日本語の明細書に従つて審査が行われます。ただ、翻訳文と原文とに不一致があれば、それは拒絶理由あるいは無効理由になる。それから他の出願との関係では、原文、翻訳文双方に記載された部分が有効に働く、そういう構成になっております。

○安田委員 そうしますと、翻訳文と原文の重なり合わない、つまりオーバーしている翻訳の部分、この部分は本来日本に法的な保護を求められない、発明の本体ではない。その発明の本体ではないものを審査の対象にせざるを得ない。審査した結果、後で取り消しなり異議の申し立てなりということの対象なら別として、そういうオーバーした部分も含めた特許が決定されるということでは現実にあるわけですね。それはどうなりますか。

○松家説明員 数は非常に少ないと思ひますけれども、現実にはあります。

○安田委員 発明の本体といつても二つあると思ふのですが、原語で表示された思想、内容それ自体本来の本体ですね。それから、日本語で保護を求めているのは重複している部分だということになりますけれども、そうすると本体でないもの、つまり発明者が保護を求めている部分に特許がおりるといふ論理矛盾が生まれないでしょうか。実務的に差し支えないかどうかは別として、どうですか。

○松家説明員 外国語による国際出願で日本を指定国としたものにつきましては、先ほど来申し上げておるように翻訳文を提出するわけでございます。そしてさらに、現実に審査をし、権利が設定されるのは、出願人から審査請求があつたときに、審査請求を待つて初めて行ふことに現行制度はなっております。したがって、その場合、出願人は日本語の明細書で記載した発明について審査請求をして特許権の付与を請求しているわけでございます。出願人が特許権設定を求めているわけでございますので、出願人が何の権利を求めているかというところについては、御指摘のような場合もそれが出願人が権利を求めている部分でございますから、それに従つて特許性の有無を審査し、判断することになると考えます。

○安田委員 そこで、大変重大なことになるような感じがするのです。発明の本体なるものよりオーバーしている部分は本来発明の本体ではないのだということになると、先ほど私が質問したように、発明の本体以外のものに権利を与えることになる。ところが、あなたのとおっしゃる通りに、それは結局日本語によつて、翻訳文で審査請求がなされるわけだから、その翻訳の中身が申請人が保護を求めている中身になるのだとなると、現在の取り扱いと同じに、日本に外国の人が直接特許を持つてきたのと結果的に同じことになって、まあ翻訳というプロセスはありますけれども、要するに特許庁の手元に来た日本の翻訳文、これがまさに本人の請求している発明の本体だ、日本ではそう扱わざるを得ないし、そうなんだということになります。そうすると、今度は異議の申し立てや何かあつてその部分を削るとか削らないとかいう話がかきかきからありますけれども、これは一体どういふことになるのですか。これも論理的に矛盾しませんか。すでに日本語で翻訳したもので審査請求をしているのだ、それが保護を求めている申請人の請求の内容なんだとしてしまえば、なぜこの原文と照らして削るという理屈が起きてきますか。

○松家説明員 先ほどお答え申し上げましたように、百八十四条の六の規定は翻訳文を出願書類とみなすというだけでございまして、この規定はその翻訳文に記載された内容でもって国際出願日にさかのぼって出願された、そうみなすという規定ではないというふうに考えております。したがって、その意味におきましては、まず外国の受理官庁にお願いいたしましたときの原語の明細書に記載せられ、かつ翻訳文の明細書に記載せられた両者に記載された部分、これが他の出願との関係等においては有効に働く部分でございまして、そのように考えております。

○安田委員 どうもちよつとわかりにくいのですが、要するに私の理屈はこういうことなんですよ。つまり人の発明を保護しようというのが特許である、そうでしょう。その本来の発明者の発明の中心というものは、外国の場合その外国語で表示された思想、概念、これが発明の内容だ。さてそこで、それを日本に持ってきて、日本の場合にはしかしそれは翻訳と重なり合わない部分があった場合に、あなたが先ほどおっしゃることによると、重なっている部分だけが日本で保護を求めると、重なる部分だけではない部分はどうかと言ふと、それは日本で権利を設定するんだし、日本語の翻訳を審査の対象とせざるを得ないものである。しかし、では発明の本体でないものに権利を与えるのかと聞いたならば、今度は、いや、翻訳した部分で審査請求をするんだからその請求に係るものが申請人の保護を求めると発明の中心になる、こうおっしゃるのですね。そうならば、いまのこのPCTに加盟しない前の外国人が日本の特許を求めてくる日本語の文書と全く同じことに論理的になるのではないかと。そうならば、後から今度は原文と照らし合わせて削るといふことは論理的に成り立たないのではないかと聞いているのですよ。どうしてもやはり原文という母体はどこかに出てこざるを得ないのじゃないですか。

○松家説明員 国際出願の最初からの中身は、外

国の受理官庁に提出いたしました英語なら英語の明細書に記載されている発明でございまして。第一次的にはこれをもって現行特許法における特許出願とみなすというのが百八十四条の第三項の規定でございまして。この根拠規定としては、この条約上の根拠は十一(3)に求めることができます。ただし、翻訳文の提出を要求しておりますが、百八十四条の四の四項におきまして、原文に記載されていても翻訳文に記載されていなかったものは原文に記載されていなかったものとみなすという規定がございまして。そのような意味におきまして、本来まず第一次的には内容を決めるものは原文であり、翻訳文でその原文の一部を翻訳しなかつた場合には、その原文に記載されかつ翻訳文に記載された部分である、そのような意味におきまして、たとえば請求権の範囲というものはこの部分で決まる。もちろん先ほど申しましたように、審査は翻訳文の明細書に従って行なうわけでございすけれども、もともと原文にないものは最終的には権利主張ができない、権利にならないものでございまして、それに対しては百八十四条の十四で拒絶理由を設け、さらに百八十四条の十五で無効審判の対象にするということを規定しておるわけでございます。

○安田委員 だから、この百八十四条の十五、こうした無効審判とかそういうことをなされない場合にはそのまま通つてしまふわけでしょう。だから、私が前に聞いたのは、そういうことがなければ、本来発明の本体でないものでも、翻訳文でカバーした部分があればその部分もそのまま特許として通つてしまふのではないかと聞いたんです。そうしたら、あなたが、いや、日本語で翻訳したもので申請するんだから、それが日本で保護を求める発明の内容だと言ふから、そこでわかりにくくなってきちゃって、あれ、それじゃいまの日本語で外国人が特許を申請するのと同じことになつちゃうんじゃないかという疑問が起きたわけなんです。

○熊谷政府委員 先ほど来申し上げておりますよ

うに、今度の国際出願に基づきます日本におき出す出願の本体というものは、原文と翻訳文の双方に重なっている部分でございまして。御指摘のように、審査は翻訳文によつて行なうわけでございまして、公告後異議がない場合はそのまま特許になるというところになるわけでございまして、これはいわば瑕疵ある部分があるわけでございまして、たとえば公告後異議の申し立てがあつた場合に、その部分を、つまりオーバーしている部分を減縮して免れようとする出願人がした場合であつても、それが要旨変更になる場合には全部が拒絶になつてしまふ、こういうようなことがあり得るわけでございまして。つまりまた、特許になつた後も期限にかかわらず無効審判の請求によつて無効にされるおそれのある瑕疵を持った特許である、こういうことでございまして。具体的に公告になつた後、たとえば仮保護の段階に入りますので、いわゆる差しとめ請求権を行使しようという段階に具体的に第三者に権利行使しようとする場合は、これは相手方において当然それに対して対抗措置として原文との対比を行なうわけでございまして、そこに間違つた部分があつた場合には、この異議申し立てをベースとしてこの仮の部分につきましては正であるいは全体がアウトになる、こういうことになるわけでございまして。

権利以後の問題につきましては、無効審判の請求によりまして、出願人がこれを無効審判に対抗して免れるために訂正審判請求をする。これは申請の本体と申しておりますが、重なつた部分にこれを直すという訂正をする審判を請求した場合、その審決があるまでは無効審判を待つというのが今度の法案の中に書いてあるブラックティスでございまして。それによりましていわゆる本体にその場合は正されるというところになるわけでございまして。それに伴いますその仮の姿の状態であります。現実には第三者に被害を与えた場合には、あるいは無過失賠償責任あるいは相当の損害賠償責任を負うわけでございまして、それは民事の問題としてまた改められていくものと考え

ます。

○安田委員 長官のおっしゃる通りに、もし日本語の翻訳文が原文より大きかつた場合瑕疵あるものだというふうに説明されれば、なるほどそれでいいのですが、先ほどのように部長さんみたいに言われると、どうも理屈がわからなくなるのです。瑕疵があるものとして、きずを持ったままつまり一たんは存在する。しかし、瑕疵があるから無効審判や何かでいわば本体に返っていく、こういう御説明ですね。それならそれで論理の上ではわかるわけですが。

さて、そうした瑕疵のあることが、このまま特許を決定してしまえば瑕疵が出るということが明らかに審査官が認識しておつても、日本語の文書で審査するわけですから、これはどうしようもないというの、先ほどの議論の中で出ておると思ひますけれども、与えられた時間があと数分かございませんで……。

こういうときはどうなりますか。外国語の出願者甲という人がまずAという発明内容の出願をした。同じ日に日本語の出願者が日本で、これを乙としますか、Bという内容の出願をした。もちろん甲の出したAという出願はオリジナルランゲージになると思ふのです。Bの方は日本語である。そしてその後甲が翻訳文を出す。そのときにAプラスBの範囲のクレームを求める翻訳文を提出してきた。こうした場合に乙のBという出願と甲のAという出願、そしてしかも翻訳文はAプラスBという翻訳文の範囲でクレームの請求が来たという場合に、これは甲乙間の関係はどうなるか。

○松家説明員 ただいま御指摘の同日出願の場合でございまして。こういったケースは現実問題としてはきわめてまれであるというふうに考えられますけれども、このケースの場合に、恐らく御質問は特許法三十九条七項の協議命令に関することではないかと察いたしますが、このケースにつきましては、三十九条七項の協議命令は出せないとはいふ扱いをするというふうに考えており

ます。

○安田委員 その協議命令が出せないという根拠は、要するにAプラスBのBですね、甲の出した方のBは発明の本体ではない、いわば将来瑕疵になつていくものですね。だから、そのいわば何と

いいますか、ゴーストみたいなものですね、影みたいなもの、しかも実体を写していないわけですから、それが、それが、その人に協議しろということ、それを言うことはできないわけ、いま言ったように協議の命令は出せない、こういう理屈だと思ふのです。そうしますと、そのまますつといきますとダブルパテントということも生ずる危険はございせんか、甲と乙に対して。

○松家説明員 まず、仮にこの二つの同日出願につきまして他の拒絶理由がないとなりますと、出願公告されるわけでございます。その際に、特許異議の申し立てがあれば、先生御指摘の甲出願については原文がAであったものを翻訳文でAプラスBに拡張変更したわけでございます。その点が百八十四条の十四の拒絶理由に該当いたしました異議申し立てがあれば、それを審査し、拒絶されるということになります。さらに、特許になつた後におきまして、百八十四条十五の無効審判の理由になります。

○安田委員 もし乙が百八十四条の十四の特許異議の申し立てをしなかつた場合はどうなりますか。

○松家説明員 特許異議の申し立ては何人もなすことができますし、乙以外の第三者がすることもできますので、乙が気がつかなくても異議申し立てはあり得ます。

○安田委員 それでも、必ずだれかがやらなければならぬ義務があるわけではいいから、利害関係のない人は知らぬ顔をしていいから、利権の便利がほしい。そうなりますと、そういう請求がなされなくてもあり得ますね。発見した者は必ず請求しなければならぬ、公務員が違法行為を発見した場合には必ず告訴告発の手続をとらなければならぬという義務を

日本国民に負わせるなら別だけれども、そうでなければだれも請求しないこともあり得ますね。その場合はダブルパテントでそのままいくのかどう

か。

○熊谷政府委員 公告後も異議申し立てがなかつた場合に、原文のAにプラスしたいわば瑕疵ある架空のBがついたままの特許と国内の別途のBという本願のダブルパテントという状態があるではないかということは、私は理論的にはあり得ると考えておりますが、ただいま来審判部長が申しておりますように、理論的な問題でございまして、具体的な実害はその間にはまだ発生していない状況であると思ひます。もし仮に、一方がその権利を行使する段階で具体的に相手方に対して差し止め請求あるいは実施に對する対価の交渉に入つた場合に、果たしてそれが原文との関係で重複されている部分であるかどうかということが当然問題になるわけでございます。仮に両方あり得たとしても、必ずや実行段階においてはAプラスBというものについては瑕疵が発見されるということになつて、是正されるということになるであらうと考えております。

○安田委員 質疑時間が来たというお知らせがありましたので、まだたくさん聞きたいことがあるのですが、きょう採決ということではないでしょうから、一応この程度にしておきますけれども、ひとつ委員長に若干お許しをいただいて、最後の質問ですけれども、この翻訳文をベースにして審査官が審査をして、異議申し立てがあつて初めて原文に返るといふことはきわめておかしいのではないかとこのことを午前中から各委員が言われていると思うのです。

それで、たとえば故意でなくとも、翻訳文の場合に、仮に一番卑近な例をとれば、モーターなんという言葉は日本では電動機と普通は考えますけれども、英語の字引きを引けば内燃機関もやはりモーターというふうになつております。非常にたくさんございませう。こういうような技術用語については非常に多義的な解釈があるのでして、そ

ういうプリミティブといひますか、そうしたことも翻訳文がベースであるといつて、審査官が気がつきながらみすみやるということになるのは非常におかしいのじゃないか。

先ほど来能力があるとかないとか言われましたけれども、それならそれで、百八十四条の十四に「拒絶理由の特例」ということが書いてあります。この中で括弧して、つまり翻訳文と合わない場合の話でしょうけれども、「これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限り」というこの括弧書きを取つてしまえば、これは一発で解決する。ただ問題は、そうするとばらつきがあるとか何とかおっしゃいますけれども、そういう場合に、別に異議の申し立ては異議の申し立てでやつたつておかしくないし、官庁が職権審査主義で判断した一定の判断について異議の申し立てを許さないなどという法令は日本の法令でそんなないわけですから、異議の申し立ては異議の申し立てで併存させて、ばらつきをその段階でチェックすることはできるはずですから、職権審査主義と異議申し立ての申請主義と二律背反ではないと思ふのです。だから、そういう点で私も午前中からの御答弁には納得できないところがございます。そういうダブルチェックといひますか、異議の申し立ては異議の申し立てでいいとして、審査の段階で拒絶理由の特例の中でこの括弧を取ることで二つ並立させることはなぜできないのか、それでばらつきはなくなると思うのですが、どうですか。

○熊谷政府委員 先ほど来るの申しておりますように、私もどしどしは、異議の申し立てに限る場合にのみ法的に拒絶理由といたしておるわけでございます。この部分を削つて、審査の段階で気がついたときには法的に直せる、行政処分をそこで行うことができる、こういうことにはいたしません。まして、どのような事情の場合にどのような事情で発見されたかにつきましては区々でございまして、気がつかない場合あるいは気がつく場合それぞれまちまちなるわけでございます。

の点で私もどしどしは、全件について審査をする必要がなくて、気がついたときにだけやるといふことはどうしてとり得ないかと考えておるわけでございます。

運用の問題といたしまして、先ほどもちよつと触れたわけでございますが、この間に発見した場合に、情報として関係者にこれを流して注意を喚起することまでは現行の範囲内でできることであるうと考へますので、その限度において私も最大の手当で申しますか、対策なり措置なりを講じてまいりたいと思ひますが、制度として法的に、たまたま気がつた場合に拒絶をするといふことは私もどしどしは、どうしてとり得ない。先ほど来る言つておりますように、非常に恣意にわたる可能性がございます。また、審査官の裁量の範囲が余りにも緩くなり過ぎる、また、特許制度の公平性を担保するといふ観点から見ていかにもとり得ない考へでございまして、制度としては、私もどしどしは絶対に受けとめたいと考へておるところでございます。その点、事情を御理解いただきたいと思ひます。

○安田委員 時間が来ましたので、いまの答弁に納得したわけじゃございませんけれども、これで終わります。

○山下(徳)委員長代理 次回は、明六日本曜日午前十時理事會、午前十時四十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時十九分散會

商工委員會會議錄第十二号中正誤

ペシ 段行 誤

九一五 工藤(晃)委員

(共) 工藤(晃)委員

